

"Reconstruction Policy of Mimana (任那)" and "Tribute by Mimana"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2018-04-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24059

「任那復興」策と「任那の調」

熊谷公男

はじめに

古代日朝関係史は、一九七〇年代以降見直しが進み、一九八〇年代末ごろまでに面目を一新する。かつて通説とされていた、ヤマト朝廷は四世紀半ばから二百年の間、朝鮮半島南部の「任那」（加耶諸国）を直接支配し、百濟・新羅両国をも従属させていたとする「南朝鮮の植民地支配」説は、現在では完全に過去のものになつたといつてよい。もちろん、この点に関して筆者も異論はない。

「南朝鮮の植民地支配」説が崩壊してすでに三〇年ほど経過したが、では律令制以前の倭国との対外関係史はどのように塗りかえられたかというと、いまだ混沌とした研究状況であり、率直にいつて停滞と硬直化が目につく。それは、筆者のみるところ、「任那問題」の規避と、律令制以前の対外関係をすべて対等な関係として捉えようとする志向が原因となつてゐるようと思われる。

「南朝鮮の植民地支配」説にしても、それと不可分の「任那日本府」説にしても、確かに『日本書紀』を典拠としているが、その内容に即した分析、考察によつて導き出された学説とはいがたい。『南朝鮮の植民地支配』説は「任那」を「官家（ミヤケ）」とする『日本書紀』の記述をよりどころとしているが、本来「官

家」とは、倭国に調（ミツキ）を貢納する国家または地域のことであり、倭国が直接現地を支配する直轄領の意ではない。また、四世紀から六世紀まで「任那」を統治する機関として存続したとされた「任那日本府」は、史料的にいうと、そのほとんどは『日本書紀』の欽明紀のごくかぎられた期間（欽明二～六年）にだけ集中的に現われており（年表1参照）、筆者は、その性格・機能もこの時期の国際関係に即して検討されるべきものと考えている⁽¹⁾。

ただもう一方で、改めていうまでもないが、『日本書紀』の記述にさまざまな問題が存在することも事実である。たとえばミヤケに關していくえば、百濟・新羅はもちろんのこと、高句麗まで「内官家」とよぶ（『日本書紀』神功摂政前紀仲哀九年十月辛丑条）など、ミヤケ概念に甚だしい誇張がみられる。ただしこの場合も、もう一方で欽明紀の百濟系史料にもとづく記事に海外のミヤケを「弥移居」と、百濟系とみられる借音字で表記していることにも注意をはらうべきで、この語句が律令制以前から倭国と特定の結びつきのある半島の国あるいは地域に用いられていたことも否定しがたいのである⁽²⁾。すなわち『日本書紀』の政治的な潤色には十分に注意をはらうべきであるが、だからといってその記載を無視

したり全否定するのではなく、造作・誇張に満ちているようにみえる記述の中核にかくされた史実がないか探索する努力をすべき時期にきているのではなかろうか。

また「任那」については、『日本書紀』の「任那」に広狭両義

があり、広義には加耶諸国全体を指すが、狭義には金官国を意味することが指摘されている。一方朝鮮史料では、「任那」の用例じたいがきわめて少ないが、それらはいずれも金官国の別称とみてさしつかえない。⁽³⁾すなわち、広義の「任那」は『日本書紀』ないし倭国特有の用法とみられ、しかもそれには朝廷のミヤケという独特のニュアンスがまとわりついているのであるが、もう一方で狭義の「任那」は朝鮮史料の用法に通じるので、半島から伝來した呼称とみてよい。とすればこの場合も、広義の「任那」は列島で肥大化した「任那」概念であるが、狭義の「任那」は半島に起源する歴史的地名であって、その中核には倭国と「任那」（金官国）との特殊な歴史的関係が伏在しているとみることは決して不当ではないと考える。このように「南朝鮮の植民地支配」説が完全に過去のものになつた今日においても、「任那問題」はあらたな視点から研究課題として取り組む余地は十分に残されているというのが筆者の考え方である。

しかしながら現状では「任那」研究は低調といわざるをえない。

それは、研究者の間に「任那問題」を規避する意識がつよいからではないかと思われる。「任那」を重視したり、特別視したりすること自体が、「任那史観」として克服されるべき対象とされることも見受けられる。しかしながら『日本書紀』が「任那」を特

別視していることは厳然たる事実であり、それを『日本書紀』の編纂過程の問題に還元してしまるのは、本稿で取り上げる「任那復興」策や「任那の調」を想起すればわかるように、「任那問題」の解決には決してならないであろう。

つぎに律令制以前の対外関係を原則すべて対等の関係として捉えようとする傾向であるが、これがもし「南朝鮮の植民地支配」説が植民地史觀として批判を浴びたことで、対外関係を優位—従属の関係でみると自身を誤りと考へる意識がつよまつた結果だとすれば、それは、筆者自身も含めてであるが、いささか安易だつたのではないか。⁽⁴⁾「広開土王碑」を素材とした武田幸男氏の詳密・周到な研究⁽⁴⁾でも論じられているように、広開土王代の高句麗が武力によつて領域を拡大し、新羅や百濟を軍事的に従属させた時期があつたことは、まごう方ない歴史的事実である。すなわち中国を中心とした国際秩序にくらべればはるかに小規模で不安定なものであるが、それとは別に高句麗を中心とした国際秩序が併存したことがあつたのである。そしてその「広開土王碑」のかで、ときとして「百殘」・新羅を勢力下におき、高句麗と対立する強大な勢力として描かれているのが倭である。それは、広開土王の功績を際だたせる意図から誇張を加えていることは否定しがたいにせよ、だからといってそれを「単純に、虚偽などとして否定し去ることは安易にすぎる」のであって、倭国が百濟や加耶南部諸国（金官・安羅など）と軍事的に提携しながら反高句麗勢力の盟主的存在として高句麗と対抗したことは歴史的事実と認められる。そのような国際環境のなかで倭国だけがひたすら対等の

外交政策を志向しつづけたとみるのは、かえって非歴史的な見方におちいつてしまふのではなかろうか。

別稿で検討したように、広開土王代に新羅を従属させた高句麗に対し、倭国は百濟から軍事援助と引き替えに「質」（ムハカリ）を出させているし、「任那加羅」（金官^②）狭義の「任那」からも軍事援助と引き替えに「調」を貢納させたとみてさしつかえない。

さらに高句麗に軍事的に従属して出質していた新羅は、一時期、倭兵の侵攻停止と引き替えに倭国にも「質」を入れている。^③南朝鮮の植民地支配^④説の崩壊後、「質」を対等の関係を前提とした外交使節とみなす説が有力化するが、それは成り立ちはたい。「質」は外交交渉の結果、その保証として送られる王の身代わりの王族なので、外交使節そのものではありえないし、帰国の自由がないうえ、送受関係が双方向ではなく一方通行であったので、受け入れ国側が優位に立つと考えざるをえないからである。これらの百濟・新羅両国から倭国への「質」は、『日本書紀』だけではなく『三国史記』『三国遺事』にも記載があり、歴史的事実として否定しがたい点も重要である。このように倭国は、すでに広開土王代（三九一～四二三年）に、軍事援助を外交の武器として自國優位を志向する外交を展開していたことが確認できるのである。さらにつきの倭の五王の時代にも同様の外交政策がとられたことは、倭王武の上表文や倭王が宋朝に求めた官爵を想起すれば多言を要すまい。^⑤

近年、廣瀬憲雄氏が論じているように、多くの国家は、本来的に帝国への志向（＝帝国性）を有しているとみるべきで、国際状

況次第ではその志向が顕在化し、周辺国との間に従属的な外交関係を結ぶということは、いつの時代、どの地域でも起こりうることであったと思われる。中国を中心とする東アジア世界において、歴史上、「華夷秩序」は複数存在したのであり、そのような認識をもつことが、廣瀬氏もいうように、多くの王権・国家を独立した外交主体としてとらえることに通じるのである。^⑥

つとに石上英一氏は、日本の「調」（ツキ）が、新羅国内の服属儀礼における貢進物に起源があること、新羅や「任那」の倭国への朝貢儀礼における貢進物の「調」もまたこの系統に属することを指摘している。^⑦廣瀬氏はこの石上説を発展的に継承し、「任那の調」などの調（ミツキ）は、「倭王への服属の証」であつて、「半島の諸勢力を「服属」させる「帝国」としての倭国には不可欠の要素であり、「ミツキの貢納は「帝国」の一要件」でもあつたとする。^⑧廣瀬氏によれば多くの国家は、本来的に帝国への志向をもつていて、調の貢納を倭国あるいは日本の「帝国」の一要件とみなすのであるから、この立場を推し進めると、倭国は四・五世紀の国家形成期の初期段階から「帝国」を志向し、周辺諸国に調の貢納を求める外交政策を展開していた、ということになつてこよう。これは、近年主流となつている律令制以前の対外関係をすべて対等な関係として捉えようとする立場とはまさに対極にあるといつてよい。筆者はこの廣瀬氏の立場に賛同する。

ただここで念を押しておきたいのは、倭国の自國優位を志向する外交（＝「小帝国」的外交）とは、基本的に外交理念、ないし外交政策レベルのものであつて、実際に周辺諸国を従属させてい

るとは限らないし、ましてや相手国を直接支配していたということではまつたくないということである。状況によつては、結果的に対等といつてよい外交関係であったことも少なくなつたと思われる。ここで重要なのは、倭国の外交は基本的に「小帝国」を志向するものであつたということで、そのような「國際意識」によって倭国の外交政策が規定されており、状況が許せば「質」を出させたり、「調」を貢納させたりして、「小帝国」的外交関係を実現させたこともしばしあつたとみるべきだということである。

別稿で、五～七世紀の倭国の外交を概観したときに具体的に論じたように、倭国は、中国を中心とした東アジア世界の「絶域」に位置していたことで、中国王朝の規制をつよく受けることがなく、朝鮮半島の戦乱からも意識的に距離をおくことができて、軍事、外交のうえで相対的に自律性、主体性をもちやすく、東アジア世界でも独自の外交政策を開拓しうる環境にあつたと考えられる¹³。実際にも、多くの場合に「小帝国」的外交政策を開拓したことが認められる。あえていえば、「質」と「調」と「任那」をぬきに倭国の外交政策は語れないといえよう。

本稿の目的は、五三二年に金官国（＝狭義の「任那」）が最終的に滅亡する前後から六世紀半ばの大化改新期にかけて倭国の最重要の外交課題の一つとなる「任那復興」（＝金官国の独立回復）策の流れをたどり、それとの関わりのなかで敏達朝以降に重要な外交課題として登場してくる「任那の調」の歴史的意義を再検討し、倭国にとって「任那」がどのような意義をもつていたかを問

い直そうとするものである。

周知のように、『南朝鮮の植民地支配』説の崩壊後は、「任那」に関する研究動向は一変する。近年の「任那日本府」（以下、「日本府」と略称する）の研究では、これを四・五世紀以来、現地に居住するようになった倭人の組織とみて、倭王権との統属関係を否定する見解が主流を占めるが、これはいつてみれば「日本府」と倭国の「任那復興」策を完全に切り離そうとする立場であり、筆者には「任那問題」を规避しているように感じられる。

また「任那の調」の研究においても、「南朝鮮の植民地支配」説の崩壊後は、倭国側の「調」要求の動機よりも、新羅がなぜ「調」を納入したかという点に議論の重点が移り、鈴木英夫氏は百済の対倭外交に对抗し、倭国の軍事援助を阻止するためとし、西本昌弘氏は倭国に急接近してきた高句麗との連携をはばむためとする¹⁴。確かに、新羅側の主体的要因も重要ではあるが、何といつても倭国が金官四邑の「調」を要求しつづけ、なおかつそれになにがしかの正当性がなければ、それを新羅が貢進することもなかつたはずで、まず究明されるべきは倭国側の主体的動機であろう。そうであれば、この問題も「任那復興」策からさりはなして議論はできないと考える。

このように、「南朝鮮の植民地支配」説崩壊後の「日本府」や「任那の調」の研究は、それらを「任那復興」策から切り離して考察しようとする傾向が顕著にみられる。『日本書紀』の外交記事に多くの著作がみられることは改めていうまでもないが、「任那復興」策に関わる記事群について、その根幹部分を『日本書紀』編

者の造作に帰することは、本文でも論じるように、困難であろう。継体紀の近江毛野関係の記事や欽明紀の「日本府」の記事は、部分的な全体的な違いはあるが、いずれも百濟系史料である『百濟本記』が使用されていて、一定の史料的価値が認められている。また「任那の調」関係の記事はそれらとは様相が異なり、基本的に国内系史料によっているとみられ、倭国本意の明らかな誇張、造作が含まれていて、信憑性に問題があることは確かであるが、固有名詞の表記法や外交儀礼の具体的な記事内容などからみて実録的な原史料が使われていることも否定しがたいのである。

そこで、以下の本論では金官国の滅亡前後からはじまる「任那復興」策のなかに敏達朝以降の「任那の調」を位置づけ、その意義をとらえ直すことによって、倭国にとっての「任那」の意義を改めて考えてみたいと思う。

一・「任那復興」策の諸段階

本稿の主題である「任那復興」策とは、五二〇年代半ばに新羅が加耶南部の金官国方面への軍事進出をはじめるところもなく、その動きに対抗して安羅（現咸安）などの加耶諸国、倭国、百濟などが提携しながらおこないはじめた金官（現金海）、およびそれについて新羅に併合された喙已吞（金官の西隣か）・卓淳（現昌原¹⁶）の独立回復策のことである（ただし加耶諸国滅亡後は、もちろん金官国のみの「復興」を意味するようになる。後文参照）。『日本書紀』には継体紀・欽明紀を中心に「復興任那」「復建任那」、

あるいは「興建任那」「立任那」「建任那」「建成任那」「封建任那」などといふ方で頻出する。さらには「任那」をより具体的に「更建南加羅（＝金官）・喙已吞」（『日本書紀』継体二十三年（五二九）三月条。以下、『日本書紀』の史料に関しては書名を省略する）と記した例もある。

この「任那復興」策は、五六二年に新羅が加耶北部の有力国であつた大加耶（現高靈）を攻め滅ぼしたあとも、倭国だけは重要な外交政策として掲げ続け、狭義の「任那」（＝金官）を支配するようになった新羅に「任那復興」を働きかけるようになる。やがて「任那」を支配する新羅に對して軍事的圧力をかけながら、「任那の調」（＝旧金官四邑の調）の貢進を執拗に要求し、その結果、新羅が「任那の調」を倭国に貢納したことも何度か確認される。さらに六四二年に百濟が新羅に侵攻して旧加耶地域の四〇余城を下すと、倭国は百濟に「任那の調」の貢進を要求し、大化元年（六四五）には百濟が貢納している。そして大化二年、新羅に遣使して「任那の調」の停廢を通告することで「任那の調」は廃止され、「任那復興」策も終わりを告げる所以である。

以上が「任那復興」策の推移の大要であるが、注意すべきは、当初は倭国ばかりでなく、安羅をはじめとする加耶諸国、「日本府」、それに百濟が「任那復興」を共通のスローガンとして外交活動をおこなった時期があることである。それは、新羅の金官国への武力進出がはじまる五二〇年代半ば以降、朝鮮三国間の武力衝突が本格化してくる五四〇年代半ばまでのほぼ二〇年間である。この時期はさらに百濟・新羅間に講和が成立する五四一年を

「任那復興」策と「任那の調」

年表1 近江毛野と「任那日本府」関係年表

	年 月	事 項
I 期	524 (法興王 11).1	法興王、勢力拡大のため南境を巡幸し、加耶国王、来会する (羅紀)
	527 (継体 21).6 〃	近江毛野、南加羅 (金官)・喙己呑復興のため軍6万を率いて任那に向かう。 筑紫磐井、新羅と通じて叛し、火 (肥)・豊國に拠って毛野の軍をはばむ。
	528 (継体 22).11 〃 .12	大將軍物部麁鹿火、筑紫において磐井と戦い、斬殺する。 磐井の子筑紫葛子、死罪を免れるために糟屋屯倉を献上。
	529 (継体 23).3	南加羅・喙己呑復興のため、近江毛野を勅使として安羅に遣わし、百濟・新羅の高官を招集する。安羅、毛野のために高堂を造り、毛野と安羅の国主が堂に昇って協議するが、百濟の使節は参加を許されず、これを怨む。
	529 (継体 23).4 〃	任那王の己能未多干岐、来朝。新羅の来侵を訴えて救援を求める。近江毛野に任那と新羅の和解をはからせるが、毛野、体面にこだわり宣勅せず。新羅、上臣に軍衆3,000人を率いさせて派遣。毛野、それをみて籠城して宣勅を拒み続ける。3ヶ月後、上臣、金官等4村を侵掠して帰国。
	530 (継体 24).9	近江毛野臣、久斯牟羅に居宅をたてて2年余り留まり、政治に倦んで、韓子の裁判に誓湯を好んで用い、多くの死者を出すなどの悪行を働く。天皇、毛野を召喚しようとするがしたがわず。阿利斯等 (安羅の首長)、新羅・百濟に兵を請い毛野臣を討つが、毛野臣は背説に拠り頑強に抵抗する。
	530 (継体 24).—	この年、近江毛野、ついに召喚に応じるが、帰国の途中、対馬において病死。
	531 (継体 25).3	百済軍、安羅に進駐し、乙毛城を造営。(継体 25.12.5条)
	532 (法興王 19).—	金官国主金仇亥、王妃・王子らと共に新羅に降る。(羅紀)
	536 (宣化 1).5	筑紫国那津に官家を造り、諸国の屯倉の穀を集積する。
	537 (宣化 2).10	新羅が任那を攻撃したので、大伴金村の子磐・狹手彦を遣わす。磐は筑紫に留まって三韓に備え、狹手彦は渡海して任那・百済にいく。
II 期	541 (真興王 2).3	新羅、百済の要請を受け入れて講和する。(羅紀)
	541 (欽明 2).4	百済の聖明王、天皇の詔書を聴くためと称して任那諸国の旱岐・任那日本府の吉備臣らを招集し、任那復建について協議する。旱岐らは、新羅と再三議したが答がないことを訴える。聖明王は速古王・貴首王代以来の任那諸国との友好関係を強調し、喙己呑・南加羅・卓淳の三国は内応によって滅びたので、一致団結しようと呼びかける (第1回任那復興会議)。
	541 (欽明 2).7	百済、安羅に遣使し、新羅に通じたとされる日本府の河内直・阿賢移那斯・佐魯麻都等を強く責める。また新羅に行った任那の執事らに、再度、百済と一致団結して新羅に併合された三国の独立を回復しようと呼びかける。聖明王はまた任那日本府に、新羅は日本朝廷を欺いて取り入り、偽って任那と講和しているだけだから新羅の甘言を信じてはいけないと説く。
	541 (欽明 2).	このころ百済、下韓 (南韓) に郡令・城主を設置する。
	542 カ (欽明 3).7	百済、倭国に遣使して下韓・任那の政を報告する。
	543 (欽明 4).11 〃	津守連 (己麻奴跪) を百済に遣わし、任那の下韓にいる百済の郡令・城主を日本府に附けること、また任那復興を早期に実現すれば、河内直らは自然に退去するであろうとする詔書を伝える。
	〃	百済の聖明王、詔を佐平らに諭る。佐平ら、下韓の郡令・城主は日本府に差し出さないように、任那の再建は詔勅に従うようにと答える。
	〃	津守連と同時に、印奇 (印歌) 臣を新羅に遣わす。(欽明 5.2条)
	543.12 ~ 544 (欽明 5).1	百済、再三、任那に遣使し、任那復興を協議するために任那諸国と日本府の執事を召すが、下級の者を遣わしてきたために協議できず。
	544 (欽明 5).2 〃	百済、任那に遣使し、日本府・任那諸国が百済王の召還に応じなかつたことを非難するとともに、河内直・移那斯・麻都の行動を強く非難し、天皇に「本処」への送還を要請することを伝える。 日本府、任那の執事が召喚に応じなかつたのは引き留めていたからで、それは朝廷に派遣した使者が「新羅に印歌臣を遣わし、百済に津守連を遣わすので、そのまま勅を待て」と勅命を受けたからである。新羅に行く途中の印歌臣に勅を確認すると、「日本府臣と任那の執事は新羅に行って勅を聞け」といわれ、日本府に立ち寄った津守連からは、「自分が百済に使わされたのは、百済が下韓に置いた郡令・城主を追い出すためだ」と聞いた。百済に行って勅を聞けとは命じられていないので、招集に応じなかつたのだ、と答えた。

	年 月	事 項
II 期	544 (欽明 5).3	百済、倭国に遣使して、日本府の阿賢移那斯・佐魯麻都の專横を訴え、「本処」への送還と、新羅と通じてゐる的臣の追放を要請。天皇は、「任那」を復建できれば移那斯・麻都は自然に退却するであろうし、的臣が新羅に行ったおかげで安羅が耕種できるようになったとして、百済の要請を突っぱねる。
	544 (欽明 5).10	百済使帰国し、河内直・移那斯・麻都らの処遇については報勅なしと報告。
	544 (欽明 5).11	百済聖明王、日本府臣・任那諸國の執事を召喚して任那復建のための三策を提示する。第一策、新羅と安羅との境に六城を造り、天皇軍三千を各城に配備して久礼山の新羅の五城を降服させること。第二策、南韓に郡令・城主を置くことは高句麗・新羅と対抗するためにぜひとも必要なことなので、それを天皇に承認してもらうこと。第三策、 <u>日本府の吉備臣・河内直・移那斯・麻都の四人を本国に帰還させること</u> 。(第2回任那復興会議)
	〃	吉備臣・任那諸國の執事は、帰って日本府の大臣・安羅王・加羅王に諮り、 <u>使を遣して天皇に奏上したい</u> と返答して、回答を保留する。
	545 (欽明 6).5	百済遣使、上表する。
	545 (欽明 6).9	百済、任那に遣使し、日本府及び任那諸國の王に呉(南朝梁)の財物を贈る。
III 期	546 (欽明 7).1	前年来朝の百済使、帰国。良馬 70 匹・船 10 隻を賜う。
	547 (欽明 8).4	百済、遣使して救援軍の派遣を要請し、質東城子言を送り、汝休麻那と交代。
	548 (欽明 9).1	高句麗・百済を攻め、馬津城を包囲する。(欽明 9.4 条)
	548 (法興王 26).1	高句麗・濱と共謀して百済の独山城を攻撃。百済・新羅に救援を求める。新羅、高句麗軍を擊破する。(濟紀)
	548 (欽明 9).4	百済遣使し、安羅・日本府と高句麗の通謀を疑い、救援軍の派遣延期を要請。
	549 (欽明 10).6	百済使の帰国に際して、高句麗との通謀の真偽究明と救援軍の派遣延期を約す。
	550 (真興王 11).3	新羅・百済・高句麗両国の戦いに乗じて 2 城を奪取する。(羅紀)
	551 (真興王 12).3	新羅・百済と連合して高句麗を攻撃し、10 郡を奪う。(羅紀・居柒夫伝)
	551 (欽明 12).	百済王・新羅・任那の軍と連合して高句麗と戦い、平壤を攻撃し、百済の旧都漢城と旧百済領 6 郡を復す。
	552 (欽明 13).5	百済・加羅・安羅、使者を遣わし、高句麗と新羅が手を結んで百済と任那を滅ぼそうとしていると訴え、救援を請う。
	552 (欽明 13).10	百済の聖明王、金銅の釈迦像・幡蓋・經論を献ず。(仏教公伝)
	552 (欽明 13).	この年、百済・漢城・平壤の地を放棄。新羅・漢城に入る。
	553 (欽明 14).1	百済遣使し、救援軍の派遣を要請。
	553 (欽明 14).6	百済に内臣を遣わし、馬・船・弓・箭を贈り救援軍の派遣を約す。また医博士・易博士・曆博士らの交代要員の派遣と、卜書・曆本・薬物を要請する。
	553 (真興王 14).7	新羅・百済の東北部(漢城周辺)を奪取し、新州を置く。(羅紀)
	553 (欽明 14).8	百済遣使して、高句麗・新羅が共謀して百済を攻撃しようとしているとして、再び軍兵の派遣と弓馬の支給を要請する。
	554 (欽明 15).1	百済使筑紫に到り、内臣の救援軍を至急派遣するよう懇願する。それに対して、救援軍 1,000 人・馬 100 匹・船 40 隻の派遣を約する。
	554 (欽明 15).2	百済遣使して、重ねて救援軍の派遣を要請し、質を東城子莫古に代え、五經博士・僧・易博士・曆博士・医博士・採薬師・楽人の交代要員を送る。
	554 (欽明 15).5	内臣、援軍を率いて渡海し、6 月に百済に到る。
	554 (欽明 15).7	百済聖王・新羅の管山城を攻めるが、伏兵にあい戦死する。(羅紀・濟紀)
	554 (欽明 15).12	百済・「在安羅諸倭臣」・任那諸國の旱岐ら援軍の派遣を謝す。また新羅との戦況を報告し、筑紫の軍士の増派を要請する。
	555 (欽明 16).2	百済の王子余昌、弟の惠を遣わして、聖明王の戦死を報告する。
	556 (欽明 17).1	余惠、帰国。武器を与え、阿倍臣らの率いる筑紫の水軍に護送させる。また筑紫火君に兵士 1,000 人を率いて渡海させ、航路の要害を守らせる。
	562 (欽明 23).	新羅、任那の官家を滅ぼす。
	562 (真興王 23).9	新羅・加耶を攻め滅ぼす。(羅紀)

出典：表記なし=『日本書紀』、羅紀=『三国史記』新羅本紀、濟紀=同書百済本紀、居柒夫伝=『三国史記』居柒夫伝。

下線=倭王権と「日本府」との統属関係を示す記事、下線=倭王権と新羅の通交を示す記事。

ゴシック=倭軍の軍事行動、または倭国への救援要請。

付記：煩雑になるのを避けて「任那」の「」を省いた。

境に前後の二時期に分けられる（年表1のI・II期）。

『三国史記』新羅本紀によれば、法興王一九年（五三三）、金官國主金仇亥が妃および三子（長男奴宗、次男武德、三男武力）とともに財宝を携えて新羅に投降し、金官國が滅亡したという。一方、『日本書紀』では、繼体二十一年（五二七）六月甲午条に「近江毛野臣率_二衆六万_一欲下往_二任那_一、為_二復興建新羅所_レ破南加羅・喙己吞_一、合_中任那上_一」とあって、近江毛野を派遣して「南加羅」（＝金官國）と喙己吞（金官の西隣か）の二国を「復興建」しようとしたとあり、両国がすでに新羅の勢力下に置かれたことを前提とした書き方になつていて。『日本書紀』では、このとき新羅から賄賂を受けた筑紫磐井が毛野軍の渡航をはばむために乱を起こしたという磐井の乱の話が続く。そして乱平定後の繼体二十三年（五一九）三月に改めて金官・喙己吞復興のために近江毛野を勅使として安羅に遣わし、新羅・「任那」両国を和解させようとするが、毛野が面体にこだわって宣勅しなかつたためにうまくいかず、怒った新羅の上臣伊叱夫礼智干岐は金官・背伐・安多・委陀の四村を抄掠し、その人びとを引き連れて帰国したという。この四村こそが、いわゆる金官四邑のことなので、ここで新羅が金官國を攻撃し、略奪をおこなつたことになる。

『日本書紀』の話は、磐井の乱と結びつけられていることもあって複雑に入り組んでおり、そのすべてを事実として理解してよいかは判断がむずかしい。しかしながら、新羅の上臣「伊叱夫礼智干岐」とは朝鮮系の借音字の表記であり、『三国史記』にみえる伊渙異斯夫のことであるから、『百濟本記』にもどづく記事群と

みてよく、大筋としては歴史的事実を伝えているとみられる。田中俊明氏が述べているように、新羅の侵攻に何段階があつて、五二九年の上臣による金官四邑抄掠をへて、五三二年に最終的に金官國主の投降に至つたと考えれば、整合的な理解が可能である。

新羅の金官國への侵攻のはじまりを伝えるのが、田中氏が指摘しているように、『三国史記』新羅本紀法興王十一年（五二四）九月条に「王出巡_二南境_一拓_レ地。加耶國王來會」という記事とみられる。倭國はその三年後には近江毛野に軍を率いさせ、加耶に向かわせようとしたことになる。四七五年に百濟の都漢城が陥落したときとくらべても、はるかに迅速で、積極的な対応である。

この第I期は、加耶南部の安羅を拠点に倭國・百濟、そしておそらくはほかの加耶諸国も加わって「任那復興」策が進められた。安羅は金官國にほど近い、加耶南部諸國中の有力国であるが、倭國とは金官國とならんで古くから友好関係にあつた。しかも新羅の南方進出は、金官國を軍事制圧下に置いた段階には、すでに安羅のすぐ東にまでせまつてきており、直接その脅威にさらされていた。したがつて安羅をはじめとする加耶諸国にとつて、自国の独立を守るために「任那復興」が緊要な外交課題となつたことは容易に想像がつく。

安羅は、新羅の金官國への武力進出がはじまるとまもなく、倭國と百濟に救援を要請したようである。繼体二十三年（五一九）三月是月条によれば、安羅は新たに高堂を建て、そこに安羅國主が倭國から派遣された近江毛野とともにのぼり「任那復興」について謀ること、数ヶ月の間に再三あつたが、その間、百濟の使者

と將軍は堂の下にとどめ置かれたので、そのことをうらんだといふ。説話的な内容にはなつてゐるが、これは安羅が当初は主に倭国と提携し、その軍事力によつて「任那復興」を進めようとしていたことをうかがわせる。ところが毛野の体面にこだわつた高飛車な態度に新羅が反発し、和解どころか逆に上臣による金官四村の抄掠をまねいてしまうのである。毛野はその後も二年にわたつて現地にとどまり、その間も韓子の裁判にクガタチを用いて多くの死者を出すなどの失策を重ねる（年表1参照）。

その報告を聞いた繼体天皇は毛野を召還するが、毛野がなかなか応じないでいるうちに、アリス等（首長の称号、ここは安羅の首長か）が新羅・百濟両国に救援を要請してしまう。毛野は背評で両国軍を迎へ討ち、籠城して戦うこと一ヶ月におよび、両国軍は久礼牟羅城を築いて撤退したという（繼体二十四年九月条）。このあたりの記述は『百濟本記』に拠つているとみられ、大筋で事実とみてよい。⁽²⁰⁾ ただしアリス等が百済のみならず、敵対していたはずの新羅にも救援要請をするというのは不自然であり、何らかの錯誤があるようと思われる。いずれにしても、毛野は召喚命令にすぐについたがわざに安羅周辺にとどまり、安羅が救援を要請した軍隊と戦つたのである。その後、毛野は再度の召喚を受けて帰國の途につくが、対馬で病没する（繼体二十四年是歲條）。そしてその二年後の五三年に國主の金仇亥が新羅に投降して、金官国は完全に滅びることになる。

以上が新羅の金官国侵攻に対抗して安羅・倭国が共同でおこなつた近江毛野の派遣である。近江毛野の半島派遣を伝える繼体

二十三年（五二九）三月是月条には、「遣近江毛野臣、使于安羅」、勅勸「新羅」、更建「南加羅・喙己呑」とあり、すでに新羅の軍事制圧下におかれてしまつた金官と喙己呑の独立回復を「新羅に勧め」て、すなわち外交折衝によつて実現することを基本としたものであつたが、もう一方で毛野は一定数の兵力を携えて半島に渡つており、實際にも新羅軍などと戦つてゐるので、武力を背景に新羅に「任那復興」をせまつたものとみてよい。その点では近江毛野の派遣は、安羅の要請を受けての行動とはいえ、武力介入による「任那復興」をめざしたものといえよう。

毛野の行動に反発し、失望した安羅は、こんどは百済に軍事援助を要請する。それを受け百済軍が安羅に駐留するようになるのである。このころ百済は南下政策をさかんに進めていた。五一二年にはいわゆる「任那四県割譲事件」がおこり、新たに領有した榮山江流域の支配を倭国が承認し、さらに五一〇年代から二〇年代にかけては蟾津江流域の己汶・帶沙にまで支配領域を広げ、それも倭国の承認を取り付けている。こうして百済は倭国と提携を深めながら加耶西部にまで支配領域を広げつゝあつたが、同じころ新羅も加耶東部方面へ進出しあじめたので利害が対立するようになり、新羅のこれ以上の加耶進出を阻止しようとするようになるのである。その点で「任那復興」策は百済の国益にもかなうものであった。安羅から救援要請があつたのはそのようなときで、百済は渡りに船と五三年に安羅に百済軍を進駐させた（繼体二十五年十二月庚子条所引『百濟本記』）。

この百済軍の安羅進駐は、「任那復興」策のあり方を大きく変

えることになった。当初、安羅は倭国との軍事力を頼つて倭国に救援要請をしたが、派遣されてきた近江毛野に失望し、毛野の召還を倭王（繼体天皇）に要請して倭軍を安羅から引き上げさせた。その後、百濟に要請して百濟軍が進駐してくることになるのである。したがつてこれ以降は、安羅に倭軍が駐留することはまったくなくなり、軍事的には百濟軍中心に「任那復興」策が進められていくことになる。「日本府」は兵力を保持していなかつたとみるのが現在の通説であるが、それは近江毛野派遣の失敗によって倭国軍が安羅から撤退したあとに新たに生まれた状況なのである。

安羅の外交政策の転換は、これまでの倭国の「任那復興」策に大幅な変更をせまることになった。その一つの表れが、宣化元年（五三八）にいわゆる「那津の官家」を修造したことである。倭国はここに穀を備蓄して兵站基地としたばかりでなく、のちに百濟が倭国に救援軍の派遣を要請したときには、「伏願速遣」（竹斯嶋上諸軍士、来助臣國）（欽明十五年（五五四）十二月条）といつてているように、那津周辺に兵力を集結させるようになる。列島の「那津の官家」の修造と半島の「在安羅諸倭臣」（＝「日本府」）は、「一対の政策」であるという山尾幸久氏の指摘⁽²⁾はまさに至言であろう。軍隊を安羅に駐留できなくなつたことへの対応策が「那津の官家」だったのである。

「那津の官家」修造後の半島政策としてまず注目されるのは、大伴狹手彦の「任那」派遣である（宣化二年（五三七）十月壬辰朔条）。『日本書紀』の記事はおそらく大伴氏の家記によつたと思

われ、その点で史料批判が必要である。詳細は別稿に譲るが、狹手彦は外交使節として半島に遣わされて安羅、百濟方面に向かい、「任那復興」について安羅などの加耶諸国や百濟と協議したとみられる。その間、兄弟の磐は「那津の官家」の設置された筑紫にとどまつて非常に備えていた。このように「那津の官家」が置かれた翌年から、外交使節の半島派遣と軍事指揮官・軍隊の筑紫駐留という新しい方式がとられはじめるのである。

五四一年（欽明二）に百濟と新羅の間に講和が成立し（『三国史記』新羅本紀）、五四七年ごろまで朝鮮半島では平穏な時期がつづく。その間、百濟・新羅・加耶諸国、それに倭国は、それぞれ国益を実現するために活発な外交活動を繰り広げる。「任那復興」策もまた、そのなかで外交活動によつて進められることになる。これが第II期である。

重要なのは、「日本府」が『日本書紀』に集中して現われるのは、この第II期のうちでもわずか五年ほどに限られるという事実である（年表1参照）。そうであれば、「日本府」の成立、性格、機能などは、まずもつてこの比較的みじかい期間の特異な国際情勢との関連で理解されるべきであろう。

「日本府」についての学説は、「南朝鮮の植民地支配」説が主流であったころは四世紀以来の「任那」の統治機関と見る説が通説であったが、近年では、倭王権との関係を否定して、四・五世紀以来の現地の倭人の組織とみるか、存続期間（欽明朝のみ）と機能（「任那復興」のための外交活動）は限定的にみるが、倭王の臣僚集団であることは認める説とに両極分解している感があり、

なかでも前者が主流となつてゐる。筆者は後者の立場をとる。⁽²⁾

近年主流となつてゐる倭王権と「日本府」との間の統属関係を否定する説の重要な根拠となつてゐるのは、欽明紀の「日本府」関係の記事で倭国と「日本府」との関係を示す記述があまり多くないことであろう。しかしながらそれは、これらの記事が百済系の史料である『百済本記』にもとづいていることを想起すれば当然であつて、『百済本記』にはもともと百済が知り得て、なおかつ百済にとつて重要なことしか記録されていなかつたはずである。しかも関係記事をたどつていくと、百済が「日本府」官人の追放を何度も倭王に要求しているし（年表1参照）、「日本府」が倭王の指示を受けたり（欽明五年二月条）、「日本府」官人が百済王に対して天皇に報告するといつてゐる例（欽明五年十一月条）などは、いずれも「日本府」が倭王権の統轄下にあつたことを前提としなければ説明しがたい。また倭国が百済に対して、下韓（南韓）に百済が置いた郡令・城主⁽²³⁾を「日本府」に附ける（管轄下に置く）よう要請している例（欽明四年十一月甲午条）も「日本府」が倭王権の統轄下になければ無意味なことであろう。そして何よりも「在安羅諸倭臣」（欽明十五年十二月条）が、一般に認められているように「日本府」の原表記だとすると、百済が「日本府」官人を倭王の臣下と認識していた明確な証拠となる。

このように「日本府」が倭王権の統轄下にあつた根拠が少なからずみいだせるので、筆者は「日本府」が倭王の臣下から構成される組織であつたことは否定しがたいと考える。⁽²⁴⁾この点の認識は「日本府」の成立時期や性格を考えるにあたつてきわめて重要なことではあるが、もちろんこれで「日本府」をめぐる問題がすべて解決したわけではない。

「日本府」に関しては、解釈のむずかしい問題がほかにもいくつかある。ここでは略述にとどめるが、まず「日本府」の官人は許勢臣・的臣・吉備臣・河内直など倭国の有力氏族の姓を有している人物が複数確認できるが、倭王が彼らを任命したという記事は見あたらない。しかしながらここでもまずは、これらの記事のもとになつてゐる『百済本記』の史料的性格を想起すべきであろう。というのは、欽明十四年（五五三）八月丁酉条に、百済が倭国に遣使して「的臣敬受_ニ天勅_ニ來撫_ニ臣蕃_ニ」と、的臣が「天勅」を受けて半島に赴任してきたことを述べ、さらにその的臣が亡くなつたので、「伏願天慈速遣_ニ其代_ニ、以鎮_ニ任那_ニ」と、その後任をはやく派遣するよう倭王に願つてゐるからである。このことから、少なくとも幹部官人は倭王が任命して倭国から派遣していたとみてよいと思われる。ただし、河内直・阿賢移那斯・佐魯麻都らの、現地採用とみられる「日本府」の下級官人は、加耶諸国在住のいわゆる「韓子」（倭人と加耶人の混血）と考えられる。

「日本府」と倭国との関係はかなり複雑で、単純に「日本府」を倭王権の半島諸国に対する外交機関ということはできない。といふのは倭国と百済・新羅との交渉は、「日本府」を通さずに直接おこなうのがふつうだったからである。⁽²⁵⁾一方、「任那復興」問題において「日本府」は加耶諸国と一体の行動をとつており、場合によつては加耶諸国の執事に、百済の招集には応じないようによつた指示をすることもあつた（欽明五年（五四四）二月条）。

これは「日本府」が加耶諸国へ一定の影響力を有していたことを物語るが、それは比較的緩やかなものであったとみてよい。また「日本府」は非公式に新羅との結びつきをつよめるなど、複雑な動きをしているが、これは百濟の領土的野心に気づいてそれを牽制するためとみられ、「日本府」だけの独断の動きではなく、安羅も、そして倭国すらも同様に、この時期にもう一方で新羅に接近する動きをしていることが確認できる（年表1参照）。このようしたことからみて「日本府」の活動は、基本的に倭国の外交政策の枠内でおこなわれたとみてよく、近江毛野軍の撤退後に倭国のが「任那復興」策を推し進めるために安羅に置かれた、加耶諸国に対する倭王権の窓口とみることができると思われる。

つぎに百済は、聖明王（聖王）の呼びかけで、欽明二年（五四一）、同五年（五四四）と二度にわたって百済の王都に加耶諸国の旱岐・執事や「日本府」官人を招集していわゆる「任那復興会議」を開催するなど、この時期の「任那復興」策を主導しているようにみえる。しかし『日本書紀』の記事がこのような形になっているのも、『百済本記』の史料的性格によるところが少なくないと思われる所以で、その点を念頭において関係史料をみていく必要がある。第一回の「任那復興会議」は倭王の「詔書」を聴くためと称して任那諸国の旱岐・任那日本府の吉備臣らを招集して、「任那復興」について協議するが、速古王・貴首王代の昔から百済と加耶諸国は親交があつたことを参加者に説き、団結を呼びかけたもので、何ら具体策は示されなかつた。また第二回の「任那復興会議」も「はやく任那復興をおこなうように」という倭王の指示を受けて

開催したとされ、このとき百済が提案した第一策は新羅と安羅の境に築城して倭軍を配備すること、第二策は倭王が反対している下韓の郡令・城主を存続させること、第三策は百済にとつての懸案事項である「日本府」の吉備臣・河内直・移那斯・麻都四人を安羅から追放することであった。しかしこれは「任那復興」にともつとも重要なはずの第一策が倭国（安羅）の兵力頼みなのに、第二・三策はまったく百済の国益にそつた主張で、倭国はもちろん加耶諸国や「日本府」の同意を得ることも困難なものであった。しかもこのときは「任那復興会議」の開催にこぎ着けるまでに、百済は三度にわたって加耶諸国の旱岐・執事や「日本府」の官人を招集したが、いずれも集まらずに開催に失敗しているのである。すでに加耶諸国や「日本府」は、下韓に郡令・城主を置き、支配領域を加耶にまで拡大してきた百済につよい不信心を抱いており、両者のミズは容易に埋まらないところまできていたとみられる。

これが二回開催された「任那復興会議」の内情であるが、百済にとって「任那復興」策は、もはや自國が進める加耶方面への進出策の単なる名目と化していた。このような状況であるから、外交活動による「任那復興」策は、この第二回「任那復興会議」を最後に終わるべくして終わつたといえよう。

第II期における倭国と「任那復興」策の関わりであるが、倭国はこの時期、百済や新羅とは直接の外交ルートを使って「任那復興」に關わる問題の折衝にあたつていたが、安羅をはじめとする加耶諸国とは「日本府」を通して接触していたようである。ただし、この時期の倭国をめぐる国際関係は、『百済本記』の史料的

特性から情報量が限られており、明らかでないことが多い。限られた史料から知られるところでは、まず百濟とは下韓の郡令・城主撤廃問題や「日本府」の河内直・移那斯・麻都らの追放問題で利害が対立するようになる。倭国はもう一方で新羅とも通交していた。欽明二年（五四一）七月条には、聖明王の「日本府」への言葉として「誘_ニ事朝庭_ニ、偽和_ニ任那_ニ。如斯感_ニ激任那日本府_ニ者、以下未_レ禽_ニ任那_ニ之間、偽示_中伏従之状上_ニ」と、新羅が倭国の朝廷に取り入り、「任那」（ここは安羅の意か）と講和して「日本府」を「感激」させているのは「任那」を侵略するために偽つて伏従しているだけだ、と警告している一節がある。さらに欽明五年（五四四）二月条によれば、印歌臣を新羅に遣わしたことことが知られる。このように倭国は、百濟に「任那復興」を再三要請する一方で、新羅にも使者を派遣していた。これもまた「任那復興」を実現するための外交政策であつたにちがいない。

以上のように第Ⅱ期は、百濟と新羅の講和を前提として、倭国・百濟・新羅・加耶諸国・「日本府」の間で「任那復興」をめぐつて複雑に入り組んだ外交活動が活発にくり広げられた時期であった。ところが、五四七年（欽明八）ごろから高句麗が百濟に対して軍事攻勢をつよめるようになり、外交折衝の時代は終わって戦乱の時代へと移っていく。これが第Ⅲ期である。

この第Ⅲ期は、七世紀半ばまでで唯一、「任那復興」策が中断する時期にあたっている。第Ⅲ期は朝鮮半島の戦乱がピークをむかえる時期で、そのため外交折衝を主体とする「任那復興」策は中断を余儀なくされるのである。この時期は、一時的に連合がなつた百濟・新羅軍による百濟の旧都漢城周辺の高句麗からの奪取と百濟による領有（五五一年）、さらに新羅による漢城周辺の奪取と新州の設置（五五三年）、百濟聖王（聖明王）の対新羅戦での戦死（五五四年）、新羅による大加耶の攻撃と加耶諸国の滅亡（五六二年）と、大規模な武力衝突が相ついで起こり、めまぐるしく状況が変化していく。その結果、新羅が漢城周辺を獲得して西海岸まで支配領域を拡大したことに加えて、加耶地域の大半も新羅領に加えるなど、大幅に領域を拡大した。

この時期、倭国との関係で注目されるのは、当初百濟は新羅と連合して高句麗と戦い、漢城周辺を奪取することに成功するのであるが、その支配を維持することができずに新羅に奪われたあとは新羅との対立が激化し、五五四年にはついに聖王が新羅との戦闘で戦死するという事態にまで立ちいたつたことである。この時期に百濟は高句麗・新羅と激しく対立するようになるので、同盟相手の選択肢はもはや倭国のみとなり、盛んに倭国に救援要請をしてくるようになる（年表1のゴシックの箇所）。

ところが救援軍派遣の要請を受けた倭国は、国家的危機に直面した百濟のたび重なる要請にもかかわらず、すぐに救援軍を派遣することはせずに、諸博士・僧・楽人やト書・曆本・薬物などの先進文物の貢上を要求し、百濟がそれに応じたあとにようやく救援軍を送っている。しかも送った兵力は、欽明十五年（五五四）五月と同十七年（五五六）正月に千人ずつ、合わせて二千人に留まる。この時期の百濟の兵力は、『三国史記』百濟本紀によれば、五二九年に三万、五五〇年に一万（いずれも高句麗戦）である。

また六六〇年代の百濟復興軍の兵力は三万二千であつたことを想起すれば、千人二度の派兵はいかにも少ない。倭国としては、直前まで「任那復興」策で対立していた百濟に對して、軍事同盟を結成して本格的に軍事援助するつもりなどなく、軍事援助はあくまでも百濟から先進文物の供与を引き出す手段であつたことが読み取れよう。このようにこの時期の倭国は、半島の戦乱から意識的に距離をおき、軍事援助を先進文物の獲得のための外交カードとして用い、自らの国益実現のために主体的に利用していくのである。このような倭国の外交方針は、基本的には七世紀にも受け継がれる。²⁶⁾

この時期は半島の動乱によつて、それまで「任那復興」策の半島の拠点となつていた安羅を含む加耶諸国が新羅に併呑され、百濟も「任那復興」を旗印に掲げることがなくなり、倭国の「任那復興」策に協力する国はなくなつてしまふ。しかしながら倭国は、加耶諸國滅亡後も「任那復興」をあきらめず単独で推し進めていくのである。これ以降、「任那の調」が廢止される大化二年（六四六）までを第IV期とする（年表2参照）。

欽明天皇は新羅討伐と「任那復興」を遺言して亡くなる（欽明三十二年（五七一）四月壬辰条）。それを受ける形で敏達四年（五七五）に新羅・「任那」へ使者を遣わすと、まもなく新羅の調とともに多々羅・須奈羅・和陀・発鬼の旧金官四邑の調（のちの「任那の調」）が貢納される（同年六月条）。敏達天皇もまた「任那復興」を用明天皇に遺言し、さらに崇峻天皇がそれを引き継いで「任那復興」を実現するために紀男麻呂らに筑紫まで出兵させ、

新羅と「任那」に遣使して「任那事」を問わせたが、成果はあげられなかつた（崇峻四年（五九一）十一月壬午条）。そして『日本書紀』によれば、推古朝には八年（六〇〇）、十年（六〇二）、三十一年（六一三）と軍事行動を起こし、八年、十八年（六一〇）、十九年、三十一年と新羅使と「任那使」が来朝する。

その後、舒明十年（六三八）に新羅使と「任那使」が朝貢したことが知られる。さらに六四二年に百濟が新羅領を攻撃し、旧加耶地域を奪取した後は、大化元年（六四五）に百濟使が「任那使」を兼領して「任那の調」を進上し、大化二年（六四六）にも百濟使とともに「任那使」の來倭記事がある。同年、高向黒麻呂を新羅に派遣し、「質」の貢進と引き替えに「任那の調」の廃止を通告したことと「任那復興」策も終わりを告げるのである。

以上が第IV期における「任那の調」をめぐる「任那復興」策の推移である。さしあたつてここで注目しておきたいのは、敏達四年（五七五）に新羅が旧金官四邑の調を進上したあと、『日本書紀』によれば二五年にわたつて「任那の調」の貢進が確認できず、しかもその間倭国は、敏達九年（五八〇）には新羅の調を返却し、崇峻朝と推古八年（六〇〇）に「任那」問題をめぐつて新羅に対して軍事行動を起こすなど、新羅との関係が悪化していることである。そして推古八年の出兵後、「任那使」による「任那の調」の進上という形式がとられるようになる。近年、河内春人氏は、この間の変化を重視して、調進上の「原理的転換」があつたとしている。²⁷⁾「原理的転換」の意味づけについては、第三節で検討するように、河内氏の見解に同意することはできないが、この時期

年表2 「任那の調」関係年表

年 月	事 項
571 (欽明 32).4	欽明天皇、皇太子に新羅討伐と任那復興を命じ、まもなく亡くなる。
574 (敏達 3).11	新羅、遣使して調を進上する。
575 (敏達 4).2	百済、遣使して調を進上する。その額、例年より多数。天皇、皇子・大臣に任那復興に努めるよう命じる。
575 (敏達 4).4	吉士金子を新羅に、吉士木蓮子を任那に、吉士訛語彥を百済に遣わす。 新羅、遣使して調を進上する。その額、常例を上回る。同時に多々羅・須奈羅・和陀・発鬼、4邑の調も進上する。
580 (敏達 9).6	新羅、安刀奈末・失消奈末を遣わし調を進上するが、受け取らず。
582 (敏達 11).10	新羅、安刀奈末・失消奈末を遣わし調を進上するが、受け取らず。(重出カ)
583 (敏達 12).7	任那復興を謀るため、百済に遣使して、火葦北国造刑部駕都阿利斯登の子日羅を召喚する。
583 (敏達 12). -	この年、再び百済に遣使して日羅を召喚する。日羅、百済官人等とともに来倭、百済の筑紫奪取の謀略を告げたため、百済使人徳爾によって暗殺される。
584 (敏達 13).2	難波吉士木蓮子を新羅に使わす。木蓮子、さらに任那まで行く。
585 (敏達 14).3	天皇、任那復興のため、坂田耳子王を派遣しようとするが、物部守屋とともに瘡にかかり中止。橘豊日皇子(用明)に、任那復興を怠らないよう命じる。
591 (崇峻 4).8	天皇、群臣に任那復興を諂る。群臣、任那官家を再建すべしと回答。
591 (崇峻 4).11	紀男麻呂・巨勢猿・大伴囁・葛城鳥奈良らを大將軍とし、2万余の軍勢を率いて筑紫に出兵させる。吉士金を新羅に、吉士木蓮子を任那に遣わし、任那のことを問わせる。
595 (推古 3).7	大將軍ら、筑紫から帰還する。
600 (推古 8).2	新羅と任那が相戦う。この年、境部臣を大將軍、穗積臣を副將軍とし、万余の兵を率いて任那救援のために新羅を討ち、新羅王降服を申し出る。そこで難波吉師神を新羅に、難波吉士木蓮子を任那に使わせて実状を検分させる。新羅・任那、遣使して調を貢上し、以後、毎年の朝貢を誓う。將軍らの帰還後、新羅は再び任那を侵略する。
601 (推古 9).3	大伴囁を高句麗に、坂本糠手を百済に派遣し、任那救援を要請。
601 (推古 9).11	新羅攻撃について協議する。
602 (推古 10).2	来目皇子(腰戸皇子同母弟)を擊新羅將軍に任じ、神部および國造・伴造等の軍勢 25,000 を授ける。
602 (推古 10).4	將軍來目皇子、筑紫に至り、嶋郡に駐屯する。
602 (推古 10).6	大伴囁・坂本糠手、百済より帰国。將軍來目皇子、病により征討を中止する。
603 (推古 11).2	來目皇子、筑紫に没す。
603 (推古 11).4	当摩皇子を征新羅將軍に任じる。
603 (推古 11).7	当摩皇子、難波を出發し播磨に到ったとき、妻舍人姫王、赤石に没す。当摩皇子、新羅征討を中止する。
610 (推古 18).7	新羅使奈末竹世土、任那使大舎首智買と共に筑紫に到着する。
610 (推古 18).10	新羅・任那使、入京し、朝庭で外交儀礼を執り行う。両使は導者に率いられて朝庭に入り、庭中に立ち使の旨を奏す。大伴昨ら 4 大夫がそれを大臣蘇我馬子に伝え、その後、使者に禄を賜う。
611 (推古 19).8	新羅使奈末北叱智・任那使大舎親智周智、朝貢す。
623 (推古 31).7	新羅使奈末智洗爾・任那使達率奈末智、來朝する。學問僧惠齊・恵光、醫師恵日・福因ら、両使の船に便乗して帰国。
623 (推古 31). -	この年、新羅、任那を討つて併合する。天皇、新羅征討の可否を群臣に問う。田中臣は実情の把握が優先と主張するが、中臣国は新羅を討つて任那を百済に附属させることを主張。そこで吉士磐金を新羅に、吉士倉下を任那に派遣して任那のことを尋問する。新羅王、奈末智洗遅を吉士磐金に副え、任那人達率奈末遅を吉士倉下に副えて調を貢納しようとする。ところが境部雄摩呂・中臣国を大將軍として数万の軍勢を新羅に派遣したので、調使らは津からもどってしまう。
623 (推古 31).11	遣新羅・任那使の吉士磐金・倉下らが帰国する。当初、新羅王は両国の調を貢上しようとしたが、軍船をみて朝貢使が帰ってしまったことを報告。大臣馬子、征討軍を早く送りすぎたことを悔やむ。
638 (舒明 10). -	この年、百済・新羅・任那、朝貢する。
642 (皇極 1).2	高句麗・百済使を難波郡に讐す。また津守大海を高句麗に、国勝水鶏を百済に、草壁真跡を新羅に、坂本長兄を任那に使わす。
642 (義慈王 2).7	百済義慈王、新羅に親征して旧加耶地域の 40 余城を下す。(濟紀)
642 (善德王 11).8	百済、新羅の大耶城を攻め落とす。また高句麗と謀して新羅党項城を攻めおとす。新羅、唐に急を告げる。(羅紀)
643 (皇極 2).6	百済の進調使大使達率自斯・副使恩率軍善ら、難波津に到る。
643 (皇極 2).7	諸大夫を難波郡に派遣して百済の調と獻物を勘査する。大夫、調使に調が前例よりも少なく、大臣や諸卿への贈り物も不備であることを聞いた。大使ら、すぐに整えることを約束する。
645 (大化元).7	高麗・百済・新羅、並びに遣使して調を進上する。百済使、任那使を兼領して、任那の調を進る。ただし百済大使佐平綠福は、病で津の館に留って入京せず。
646 (大化 2).2	高句麗・百済・任那・新羅、遣使し、調を献上する。
646 (大化 2).9	高向黒麻呂らを新羅に派遣し、質を貢進させ、任那の調の廃止を通告する。

出典：表記なし =『日本書紀』、羅紀 =『三国史記』新羅本紀、濟紀 =同書百済本紀

付記：『日本書紀』の記載で史実として疑わしいものもとりあげて掲げた。

また煩雑になるのを避けて「任那」の「」を省いた。

を境に新羅使による「金官四邑の調」の貢進から、「任那使」による「任那の調」の貢進という形式に変化したとみてよいと思われる。そこで「任那復興」策の第IV期は、「任那使」による「任那の調」の進上の形式が定着する推古朝以降とそれ以前に二分することが可能である。

「任那復興」策の第IV期は、倭国は新羅に「任那使」を仕立てさせ、「任那の調」を貢進させるようになるが、これはかつて石母田正氏が「実体のない任那を独立の「国」とみなし、「天皇ノ附庸」国とみなすための擬制であり、形式であった²⁸と述べたとおりであつて、すでに消滅した「任那」（金官国）を倭国の官家（＝調の貢納国）として「復興」したかのように擬制することで、儀礼的に「任那復興」が実現したようにみせようとしたのである。

ただ、ここで注意しておきたいことは、形式が定まつた段階での「任那の調」は、「任那」や「調」を単なる名目、あるいは『日本書紀』編者の潤色と考えることは困難で、当時の倭王権内部で、少なくとも儀礼的には「任那」（＝金官四邑）の貢進するミツキ（調）として取り扱われていたのであり、なおかつ貢進もとである新羅にも「任那使」を擬立させるなど、一定の形式をふませるものであつたことである。近年の「任那の調」研究ではこの点の認識が十分でない思われる。以下の各節において、この点を中心に「任那の調」について改めて検討をおこなつてみたい。

二・推古紀の「任那の調」関係記事の検討

「任那の調」関係の記事は、繼体・欽明紀の「任那復興」策に関わる記事群とは様相が異なり、基本的に国内系史料によつていみるとられ、それゆえに慎重な史料批判が必要とされる。たとえば推古紀の記事では、倭軍が新羅に攻め込むと、新羅王が白旗を挙げてすぐさま降服の意志を示したとか（推古八年（六〇〇）是歳条）、倭軍が多数襲来したと聞いて新羅王は恐れて戦わずして降服を申し出た（同三十一年（六一三）是歳条）といふような、倭軍が一方的に勝利したとする露骨な自本国意の記述が見受けられ、事実の客観的な記録とはいがたい。ただしもう一方で、多羅・素奈羅・弗知鬼・委陀・南迦羅・阿羅羅といった加耶の地名や（同八年二月条）、推古十八年（六一〇）条の一連の記事のように、「新羅使人沙喙部奈末竹世士」や「任那使人喙部大舎首智買」などと使人の所属部名・官位・人名などを具体的に記したり、来倭した新羅使と「任那使」が参列して朝庭で執りおこなわた記述を含んでいることも否定しがたい。おそらく朝廷の何らかの外交記録が含まれているのであろう。

このうち推古八年条と三十一年条の両記事群は、いずれも新羅と「任那」の戦闘に端を発し、「任那」救援のために新羅まで出兵したとされ、さらには倭軍が新羅に攻め込むと簡単に新羅王が降服を申し入れたとするなどの類似点があるところから、両年の

記事をともに造作とみる説や同事重複とみる説が以前から唱えられている。⁽²⁹⁾ いま、この問題に深入りする余裕はないが、筆者は多くの論者が指摘しているように、倭軍が半島にまで出征し新羅王を降服させたという点は、自國本意の造作であつて、事実とみることはできないと思う。ただし、最近、「任那の調」の関係記事を詳細に検討した河内氏が指摘しているように、両記事には見逃せない相違点があり、簡単に造作と断じることが困難な記述もあるので、筆者は全面造作説や同事重複説には与ずることができない。崇峻朝の一度に加えて、推古朝には三度（八年・十年・三十一年）、筑紫までの出兵があり、新羅に軍事的圧力をかけたうえで、遣新羅使・遣「任那」使を派遣して「任那の調」の貢上をせまつたということは史実としてみとめるのが穩當と考える。この筑紫への外征軍の集結と半島への外交使節の派遣という組み合わせは、前節で述べた宣化元年（五三六）の「那津の官家」修造以降に新たにとられるようになつた方式と同じであつて、その点でも整合性がある。

また河内氏は、推古八年条の新羅と「任那」が相戦つたという記事を事実と認め、この「任那」は、金官国滅亡後、その旧王家のために本国に置かれた食邑を基盤とする「旧金官王權」のことであるとする。『三国史記』によれば、五三二年に金官国主金仇亥が妃および三子と新羅に帰降すると、金仇亥に上等（＝上大等）を授けて王京に住まわせ、本国を食邑としたと伝えられ（『三国史記』新羅本紀法興王十九年条）、さらに『三国遺事』卷二「駕洛国記」に仇衡王（＝金仇亥）が新羅に降るときに「同氣」（仇

記事をともに造作とみる説や同事重複とみる説が以前から唱えられている。⁽²⁹⁾ いま、この問題に深入りする余裕はないが、筆者は多くの論者が指摘しているように、倭軍が半島にまで出征し新羅王を降服させたという点は、自國本意の造作であつて、事実とみることはできないと思う。ただし、最近、「任那の調」の関係記事を詳細に検討した河内氏が指摘しているように、両記事には見逃せない相違点があり、簡単に造作と断じることが困難な記述もあるので、筆者は全面造作説や同事重複説には与ずることができない。崇峻朝の一度に加えて、推古朝には三度（八年・十年・三十一年）、筑紫までの出兵があり、新羅に軍事的圧力をかけたうえで、遣新羅使・遣「任那」使を派遣して「任那の調」の貢上をせまつたということは史実としてみとめるのが稳當と考える。この筑紫への外征軍の集結と半島への外交使節の派遣という組み合わせは、前節で述べた宣化元年（五三六）の「那津の官家」修造以降に新たにとられるようになつた方式と同じであつて、その点でも整合性がある。

また河内氏は、推古八年条の新羅と「任那」が相戦つたという記事を事実と認め、この「任那」は、金官国滅亡後、その旧王家のために本国に置かれた食邑を基盤とする「旧金官王權」のことであるとする。『三国史記』によれば、五三二年に金官国主金仇亥が妃および三子と新羅に帰降すると、金仇亥に上等（＝上大等）を授けて王京に住まわせ、本国を食邑としたと伝えられ（『三国史記』新羅本紀法興王十九年条）、さらに『三国遺事』卷二「駕洛国記」に仇衡王（＝金仇亥）が新羅に降るときに「同氣」（仇

衡王の兄弟か）の脱知尔叱今を国に留めたとあるので、河内氏は、この脱知尔叱今が本国の食邑の経営に携わつたと解している。このような見解はこれまでもあり、妥当と思われる。

ただ、河内氏はここから論を進めて、「任那之調」たる「四邑之調」の実質的な管理も脱知爾叱今が行なつていたと考えるのが妥当」とし、「任那使」の派遣主体は金仇亥あるいはその子孫である旧金官王權そのもの」ともいつている。さらにこれらのことから河内氏は、「新羅の中にもう一国存在するようなものであつた」とまで推測しているが、ここまで旧金官国（新羅）の食邑および旧金官王家の独立性を大きく評価するのは明らかに根拠不足であり、過大評価といわざるを得ない。金仇亥の子孫、とくに三男の武力やその孫の庾信は新羅王權のなかで高い地位を得ており、旧金官王族は王京の貴族となり、新羅王權に取り込まれた存在であつたことは周知の事実である。またもし新羅王權から独立した「旧金官王權」が「任那使」の派遣主体であつたとすれば、「任那使」が単独で来倭してくるべきであるが、そのような例は一つも確認できない。「任那使」がつねに新羅使にともなわれて来倭していることからみても、通説どおり新羅が「任那使」の派遣主体であつたとみるべきであり、そうであれば「任那の調」を旧金官国（新羅）の產物に限定して考える根拠もなくなる。

とはいって、河内氏が着目したように、推古八年二月条と三十二年是歲条に、すでに滅亡した「任那」が新羅と戦つたとある記述を造作とみるには、『日本書紀』編者がなぜわざわざこのような不自然な造作をする必要があつたのかを説明すべきであろう。そ

れが困難だとすれば、この時期、新羅国内の旧金官地域に有勢な豪族が存在していて、中央政府に反乱を起こすことがあつたという想定は許されるのではなかろうか。その場合、やはり本国に残つて食邑の管理をしていた脱知尔叱今の一族を中心とした勢力の可能性が考えられよう。『三国遺事考証 中⁽²⁾』は、脱知一族が初期の地方豪族になつたのではないかと推測している。以上要するに、

旧金官国は旧金官王族の食邑とされ、現地でその經營にあたつた脱知一族が、中央政府に取り込まれた旧金官王族から自立して勢力を増大させ、ときとして中央政府に反乱を起こすことがあつたと推測することは許されよう。それが『日本書紀』に「新羅与_二任那_一相攻」（推古八年二月条）と記されたのである。しかしそれも、「新羅伐_二任那_一。任那附_二新羅_一」（推古三十一年是歳条）とも伝えられるように、結局、新羅に鎮圧されたとみられる。

このように推古朝は、旧金官地域を拠点とする脱知一族の自立的活動がつよまつた時期とみられ、それが倭王権を活気づけ、「任那復興」策を積極的に進めさせる一つの契機となつたのではないと推測する。

以上、本節では簡単に推古紀の「任那の調」関係記事の検討をおこなつた。その結果、推古紀に二度にわたつて新羅にまで外征軍を派遣して新羅王を降服させたとあるのは事実とは考えがたいが、筑紫まで外征軍を派遣して新羅に軍事的圧力をかけたことが少なくとも三度あり、その過程で新羅が仕立てた「任那使」による「任那の調」の貢納という形式がようやく定まつたこと、また推古紀に二度みえる新羅と「任那」の戦闘記事を造作とみなすに

はその合理的説明が困難なので、この「任那」は旧金官に置かれた旧王家の食邑を管理していた脱知一族を中心とした在地勢力とみるべきことなどが明らかになつたと思われる。

三. 「任那復興」策としての「任那の調」

前節までの考察を受け、本節では改めて「任那の調」の「任那復興」策としての意義を考えてみたい。「任那復興」策とは、本来、新羅によって併合された狭義の「任那」（ただし当初は金官国に加えて、相ついで新羅に制圧された喙己呑・卓淳をも含む）の独立を回復させることであり、欽明天皇の遺言にも「須_下打_二新羅_一封_中建_上任那_上」とある（欽明三十二年（五七一）四月壬辰条）。しかししながら繼体朝以来の「任那復興」策を具体的にみていくと、倭国がどこまで文字通りに金官国を「復興」させようとしていたか、疑問に思えてくる。倭王権の最初の対応である近江毛野の派遣は、軍勢を率いて渡海したことは確かであるが、直接新羅と戦つて金官国などを解放しようとするものではなく、『日本書紀』にも「勅_下新羅_一、更建_二南加羅_・喙己_二呑_一」（繼体二十三年三月条）とあるように、武力を背景としつつも外交交渉によつて金官国を再建しようとするものであつた。また、第II期においても、既述のように、安羅や「日本府」ばかりでなく倭国も新羅と通交していることが確認できるので、新羅との直接交渉による「任那復興」策をも模索していいたとみてよい。そして第IV期の最初に、欽明天皇から「須_下打_二新羅_一封_中建_上任那_上」という遺言を受けた敏達天皇も、

「以_二新羅_一、_レ建_二任那_一、_三詔_二皇子与_一大臣_二曰、莫_レ懶_二懈於任那_一之事_二」と、新羅に「任那復興」を実行させようとしており（敏達四年（五七五）二月乙丑条）、その後に新羅・「任那」・百濟へ使者が派遣されているので（同年四月庚寅条）、ここでも倭国がめざしていたのは新羅との外交交渉による「任那復興」であった。

このように金官国滅亡後、倭国は「任那復興」を最重要の外交課題として掲げながら、その実は、当初から武力行使のみによって金官国を独立させようとしていたわけではなく、もっぱら外交折衝による「任那復興」策を志向していたとみられよう。新羅が独力で併合した金官国を外交折衝のみで完全に独立させることは無理なことは、当時の倭国も理解していたはずであるから、結局、倭国の「任那復興」策とは、一貫して何らかの政治的妥協によって新羅に「任那復興」を実行させようとするものであつたと考えられる。

敏達四年（五七五）四月の新羅への遣使の成果は早速あらわれた。同年六月に「新羅遣_レ使進_レ調。多益_二常例_一。并進_二多々羅_一。須奈羅_・和陀_・発鬼_・四邑之調」_一とあり、新羅の調が増額されたうえ、それとは別に金官四邑の調も進上された。これは、倭王権側からみれば、大きな外交的成果であつた。しかしながら、河内氏が注意しているように、このときは「任那使」がみえず、「并せて」とあるので新羅使が金官四邑の調も貢上したとみてよい。それはこの段階には、まだ倭国側で「任那」（＝旧金官国）の調を新羅にどのような形式で貢進させるかが定まっておらず、新

羅が金官四邑の調を肩代わりして貢進したので、とりあえず収納したのであろう。

こうして新羅に金官四邑の調を肩代わりさせることは、思いのほか容易に実現したのであるが、その後、倭王権内でそれだけでは「任那復興」を示す「任那の調」の形式としては不十分とされ、改めて新羅に新たな方式で「任那の調」を貢進させようということになつたのではないかと推測される。というのは、このあと新羅が貢進してきた調を返却したり、崇峻朝には外征軍を筑紫まで派兵したうえで新羅に遣使して「任那事」を聞いたりしているからである。これらのこととは、倭国の大「任那復興」策の方針が変更されたことを示しているとみられ、またいっては「金官四邑」の調を納入した新羅が、その後、軍事的圧力を使つた倭国の要求を受けても、なかなかそれにしたがわなくなるのも、その倭国的新たな要求が容易に承服しがたいものであつたことを示しているように思われる。

既述のように、最近、河内氏が、この間の変化を調進上の「原理的転換」とよんでいるが、河内氏の場合は、金官国滅亡後も旧金官王家がその食邑を基盤に新羅国内で独立勢力を築いていたと解して、それを「旧金官王権」とよび、この「旧金官王権」が「任那使」を編成し、「任那の調」も貢進するようになると主張する。しかしながらこれは、すでに指摘したように、旧金官王家勢力の過大評価であり、成り立ちがたい。したがつてこの間の「原理的転換」の意義は別に検討する必要がある。

こゝにいう「原理的転換」とは、はじめは新羅が金官四邑の調

を合わせて貢進したのを、新羅使と別に「任那使」を仕立てさせ、それぞれが新羅の調と「任那の調」を進上するという形式に転換することである。新羅が敏達四年（五七五）に金官四邑の調を貢進してからこの方式に転換するまでを改めてたどつてみると、敏達九年（五八〇）に新羅使が来倭して調を進上するが、倭国はこれを受け取らずに返却している（同年六月条。同十一年十月条にも同事重出記事あり）。これは、倭国側の新たな方針にかなつた貢調形式をとつていなかつたからであろう。敏達十二年（五八三）には「任那復興」を謀るため、百濟から倭系百濟官僚である日羅を召喚しており、翌十三年、難波吉士木蓮子を新羅と「任那」に派遣している。さらに翌十四年、敏達天皇は「任那復興」のため、坂田耳子王を派遣しようとするが、天皇がにわかに瘡にかかつたために中止する。そのときに橘豊日皇子（のちの用明天皇）に「任那復興」に努めるよう伝えていた。そしてさらに崇峻四年（五九二）になつて、紀男麻呂らを大將軍として筑紫まで出兵させたうえで、「任那復興」策に關わって兵力を動員するのは敏達朝以来初めてのことなので、新羅の強硬姿勢に業を煮やして圧力ををつよめたものと思われる。男麻呂らは推古三年（五九五）に筑紫から帰還している。おそらく新羅との折衝は不調に終わったのである。

新方式がはじめて実現するのは、『日本書紀』の記事からみるかぎり、推古八年（六〇〇）のことで、難波吉師神を新羅に、難波吉士木蓮子を任那に派遣したのに対して、「新羅・任那二國、遣使貢・調」とある（同年是歲條）。ただしこの記事には、境部

臣を大將軍として新羅を討伐して五城を攻め落とすと、新羅王は白旗を挙げて降服したというような事実とは考えがたい記述が含まれており、このときの貢調を事実とみなしてよいかは判断がむずかしい。倭王権はこのとき以降も新羅への強硬姿勢をとり続け、來目皇子・当摩皇子を筑紫まで出征させていることからみると、新羅による「任那の調」の貢進は、あつたとしても一時的なものであつたように思われる。ところが、推古十八年（六一〇）にいたつて新羅使と「任那使」が来倭し、小墾田宮の朝庭で外交儀礼を執りおこなつたようすが『日本書紀』に詳細に載せられている。これ以降は、新羅使が「任那使」を同行し、新羅の調と別に「任那の調」を貢上することが何度も確認されるので（年表2参照）、この新たな形式がしだいに定着していくとみてよいであろう。

以上、「任那の調」をめぐる倭国と新羅の関係をたどってきたが、新羅使に同行した「任那使」による「任那の調」の貢上という形式が定着するまでかなりの糺余曲折があつたことが知られよう。それはおそらく、倭国が新たに提示した新羅に「任那使」を仕立てさせ、その「任那使」に「任那の調」を貢上させるという形式に新羅がつよく反発し、そのため倭国はくり返し外征軍を筑紫まで出兵して圧力をかけつつ、新羅・「任那」に遣使して新たな形式の貢調使の派遣を要求しつけたが、それでも新羅はなかなかそれを受け入れなかつたとみると、この間の経緯がよく理解できるのである。

以上の考察は、もっぱら倭国と新羅との関係から「任那の調」貢上までの経緯をたどつたものであるが、これまでも指摘されて

いるように、新羅による「任那の調」の貢上には、倭国との関係だけではなく百濟や高句麗との関係も影響したことが考えられる。⁽³³⁾それを端的に示しているのが、新羅がはじめて金官四邑の調を貢進する直前に、新羅・「任那」だけでなく百濟にも遣使して

いることで（敏達四年四月庚寅条）、これは百濟にも新羅に何らかの影響力を行使するよう要請したのではないかと思われる。その後、敏達十二年（五八三）に「任那復興」を謀るために百濟から日羅を召喚しているし、新羅と「任那」が戦い、倭国が何らかの介入をおこなつたとみられる推古八年の翌年（六〇一）にも、「急救任那」ことを要請するために高句麗と百濟に遣使したといふ（推古九年三月戊子条）。これらは、百濟や高句麗の動きが「任那復興」の実現に有効だと考えられていたことを示している。

朝鮮半島では五九八年の隋の文帝による高句麗征討が契機となつてにわかに半島情勢が緊迫し、三国相互の軍事衝突も増えていく。とくに六一二年に煬帝が高句麗征討の詔を出すと、新羅・

百濟はすぐさま隋に高句麗征討を願い出ているし、百濟が新羅に侵攻し樅岑城を攻め落とすという事件も起こっている。「任那使」による「任那の調」の貢上が定着するのはちょうどこのころであり、半島情勢の緊迫化ということが新羅に、それまで拒み続けた倭国の要求を受け入れさせる契機になつた可能性は大いにあると思われる。

しかしながらこのような半島情勢は、あくまでも副次的要因とみるべきであろう。そもそも倭国が「任那復興」に固執しつづけなければ、「任那の調」の貢上問題が重要な外交問題になること

もなかつたわけであるから、まず解明されるべきは、倭国が數十年にわたつて新羅に「任那の調」を肩代わりさせることにこだわったのはなぜかという問題であろう。

四、「任那の調」の貢納形式とその意義

「はじめに」で、律令制以前の対外関係をすべて対等の関係として捉えようとする近年の傾向を批判したが、それは「任那の調」についてもあてはまる。周知のように、「調」はツキ、ミツキと訓み、ミツギモノ、すなわち上下関係を前提とした貢進物の意味である。したがつて、もしこれが当時の呼称であつたとすれば、少なくとも倭国側には、「調」の貢進国は倭国に服属するミヤケであるという認識があつたことになる。

しかしながら、このような考えは、『南朝鮮の植民地支配』説の崩壊後は、もちろん一般的ではない。『日本書紀』には「調」とあっても、それは『日本書紀』の編者の潤色であつて、当時としては「信物」「方物」など、それ自体としては服属関係を意味しない呼称が用いられていたのではないかと考えるのが一般的であろう。そこでそのような考え方の一例として、最新の研究である河内春人氏の見解を取り上げて検討してみたい。

河内氏によれば、「任那之調」とは、金官国との三世紀から五世紀にかけて——引用者補、以下同じ——の交易的関係において生じた鉄「など」……の入手既得権益のことであつて、それは「貢納的関係」ではなく「交易的関係」であるとする。交易だから対

価が必要となるが、それは「軍事力」であるという。そして、五六二年の加耶諸国滅亡後、「倭国は金官の既得権益を回復させるための政策に本格的に取り組むようにな」り、「倭国は新羅に對して既得権益保証を要求し、新羅も高句麗や百濟からの圧力に對抗するために倭国の要求を受け入れたのが、五七五年の新羅による金官四邑権益の提供であった」とする。さらに「推古八年の新羅と「任那」の戦争」がはじまるとき、「旧金官権益の回復を目指す倭国は調停に乗り出し、軍事力を筑紫に進ませる示威的行動を取った。これに対しても新羅と旧金官領はそれぞれ使節を派遣した」とし、それが「任那使」による「任那の調」の進上になつたと考えているようである。

右の河内氏の見解には、筆者にはよく理解できないところがある。まず、三・五世紀に形成された倭国と金官に対する「既得権益」があつたとするが、それは「貢納的関係」ではなく「交易的関係」にともなうものであり、倭国はその対価として軍事力を供与していたとしている。そして加耶諸国滅亡後、「倭国は新羅に對して既得権益保証を要求」すると、新羅も倭国に「金官四邑権益」を提供したというのであるが、そもそもその「金官四邑権益」なるものは「交易的関係」によつて生じたものというのであるから、その権益を倭国はなぜ「対価」なしに要求、獲得することができたのかが、筆者には理解しがたい。また一方で、河内氏は「六世紀から列島における鉄生産が実現し始めるによつて加耶からの鉄獲得の緊急性が低下した」とも述べているので、この「旧金官権益」なるものが鉄などの「入手既得権益」だった

とすると、六世紀にその必要性は大幅に低下しているはずなのに、なぜ倭国は七世紀半ばに至るまで「任那の調」の獲得にこだわりつづけたのかという疑問がわいてくるが、この点もとくに説明はない。

以上のように、河内説には重要な点で理解しがたいところがあり、それゆえに賛同しかねるのであるが、そもそも基本的な問題として、筆者は「任那の調」を交易関係にともなう物品とみなすことは困難であろうと考えている。それは、第一に交易であれば、相互に対等な関係を前提とした経済行為であるから、軍事的圧力をかけて要求するということはあり得ないはずであるし、第二に交易には対価が必要であるが、「任那の調」の貢納にともなつて倭国が、軍事力の供与も含めて、何らかの対価を払つたことを示す徵証は見当たらないように思われる。新羅の調も含めて、新羅から（のちには百濟から）の一方的な貢進なのである。さらに第三として、「任那の調」の貢上には、新羅による「任那使」と「任那の調」の肩代わりをはじめ、天皇の御覽に供すること、またそのために調としての貢進国と品目の表示、朝庭での外交儀礼の挙行、など一定の形式がともなつており、これらは「任那の調」の性格を理解するうえで不可欠な要素と考えられるが、通常の交易には不必要なことばかりである。要するに、「任那の調」を交易関係にともなう物品と理解しようとするかぎり、その本質をとらえることはできないと考える。

右にも指摘したように、「任那の調」の貢進には一定の形式が定められていた。それは倭国側が新羅に要求して実現したもので

あるが、その形式のもつ意味を考えることは「任那の調」の性格を解明するために不可欠と考えられる。

まず「任那の調」の実体が金官四邑の調と考えられることは、つとに末松保和氏が指摘している。³⁴⁾その根拠は、敏達四年（五七五）六月に新羅使が新羅の調とともに「多々羅・須奈羅・和陀・發鬼

四邑之調」を献上するが、この四邑が旧金官国を構成する四邑に相当し、その調が「任那の調」の起源と考えられることである。すなわち「任那の調」の「任那」は狭義の任那ということになる。

この「任那の調」は、実際には新羅が貢進したということについては、いくつかの証拠がある。まず既述のように、敏達四年六月条には、新羅使が新羅の調のほかに「并せて」四邑の調を進上したと記されているので、新羅使が金官四邑の調を進上したと考えざるえない。その後、推古八年（六〇〇）以降に新羅使とともに「任那使」が来倭するようになるが、その「任那使」の官位が分かる四例中三例が新羅の官位を有しており、さらにそのうち二例は「暱部大舍首智買」（推古十八年七月条）、「習部大舍親智周智」（推古十九年秋八月条）とあって、王京の六区分である新羅六部を冠しているので、新羅王京人であることが明らかである。³⁵⁾ただし「達率奈末智（奈末遲）」（推古三十一年七月条および同年是歲条）のみは「達率」という百濟の官位を有している。この解釈はむずかしいが、推古三十一年是歲条によれば、このころ新羅と「任那」が戦つており、「任那」が新羅国内の自立的勢力であつたとみられることと関係するのかもしれない。いずれにせよ、このときの「任那使」も新羅使に同行して来ているので（同

年七月条）、新羅が派遣主体であったとみてさしつかえない。要するに、全体としてみれば、この時期の「任那使」が實際には新羅の官人であったことは否定できないと思われる。さらに確認できる舒明朝までの「任那使」がすべて新羅使に同行して来倭していることも、この考證の裏づけとなる。

倭国が新羅に「任那の調」の貢納に關わって遣使するときには、遣新羅使とともに遣「任那」使を派遣するのが通例であった。その初見は敏達四年（五七五）四月である。推古三十一年（六一三）十一月条によれば、この年、吉士磐金を新羅に、吉士倉下を「任那」に派遣したときに、新羅の迎船が一艘だけだったことに磐金らが抗議し、以後、「任那」の迎船を加えて二艘とするようになつたという。これまた、新羅が「任那使」「任那の調」を肩代わりしていたことを裏づけるものであるが、それと同時に「任那の調」の納入にあたつて、倭国がそれにふさわしい形式を整えるために新羅にさまざまな要求をしていたことを示す事例としても興味深い。

六四二年に百濟義慈王が新羅西部を攻撃して四十余城を降し、旧加耶地域を奪取すると半島情勢はいっきに流動化する。そのなかで百濟は、皇極元・二年（六四二・三）と、王子翹岐（＝余豐璋³⁶⁾・大佐平沙宅智積などの要人や高官を大使・副使・参官に任じた進調使などを派遣して空前の外交攻勢をかけてくる。ただし皇極紀の高句麗・百濟関係記事には年紀の混乱があり、それをめぐつて多くの研究がおこなわれてきていて、筆者も関説したことがある。³⁷⁾本稿のテーマから重要なのは、百濟の旧加耶地域領有にとも

なつて、倭国は百濟に「任那の調」を要求し、百濟もその要求にしたがつて百濟使が任那使を兼領するという形で「任那の調」を進上していることである（大化元年七月丙子条）。その間の事実関係は、皇極紀の年紀の混乱に加えて、大化元年七月丙子条の解釈の問題もあつて、複数の説が対立している。ここで詳論する余裕はないが、百濟による「任那の調」の進上の理解に重要な史料である(a) 皇極二年七月辛亥条と(b) 大化元年七月丙子条についてとりあげ、簡単に検討してみたい。

(a) 皇極二年（六四三）七月辛亥条

遣數大夫於難波郡、檢三百濟國調与獻物。於是、大夫問調使曰、所進國調、欠少前例、送大臣物、不改去年所還之色、送群卿物、亦全不將來、皆違前例。其狀何也。大使達率自斯、副使恩率軍善、俱答詔曰、即今可備。……

大化元年（六四五）七月丙子条

高麗・百濟・新羅、並遣使進調。百濟調使、兼領任那使、進任那調。唯百濟大使佐平縁福、遇病留津館、而不入於京。……詔於百濟使曰、「明神御宇日本天皇詔旨、(1)始我遠皇祖之世、以百濟國、為内官家、譬如三絞之綱。(2)中間以任那國、屬賜百濟。(3)後遣三輪栗隈君東人、觀察任那國境。是故、百濟王隨勅、悉示其境。(4)而調有闕。由是、却還其調。任那所出物者、天皇之所明覽。夫自今以後、可具題三国与所出調。汝佐平等、不易面來。早須明報。今重遣三輪君東人・馬飼造（闕名）」。

通説的理解では、(b) の(2) が六四年の百濟による旧加耶地域の新羅からの奪取をさし、(3) は皇極元年（六四二）二月戊申条に遣高句麗使・遣新羅使のほか、國勝吉士水鶴を遣百濟使に、坂本吉士長兄を遣「任那」使に任じたという記事に相当するとみる。この遣使を百濟による加耶地域奪取の実状調査とみて、このとき三輪栗隈君東人も同行したと考えるのである。その年紀は、百濟が旧加耶地域を新羅から奪取した皇極元年（六四二）七月以降に修正することになる。そして(4) を、(a) の皇極二年七月に百濟使が調を返却されたときにあてて考える。それに対しても廣瀬憲雄氏は、このような従来の理解には「誤りが存在する」とし、(4) の「而調有闕。由是、却還其調」というのは(b) の大化元年時点のことと「解釈しなければならない」という。その理由は、(a) で百濟が進上した調は、明らかに百濟の国調のことで「任那の調」ではないことからここにあることはできないこと、また「自レ今以後、可具題三国与所出調」という指示は再提出時のときのことと解されること、の二つである。

しかし、この廣瀬氏の新説はいささか武断に過ぎるのではないか。 (a) にみえる調は確かに百濟の国調であるが、廣瀬氏の解釈には(a) の記事はこのときの事実をあますところなく完全に伝えているということが前提とされているが、はたしてそれは自明のことなのであろうか。筆者は、まずこの点に疑問を感じる。それから「自今以後、可具題三国与所出調」という指示も、通説のように倭国にとつて不備ではあつたが、とりあえず受納したうえでの指示とも十分に解しうる。

筆者は、これらの点から廣瀬氏の新解釈は絶対ではないと考えるが、さらに廣瀬氏のように解釈すると、新たな不都合が生じると思われる。それはまず第一に、(a) の地の文に「百濟調使、兼_二領任那使」、進_二任那調」と、百濟使が「任那使」を兼領して「任那の調」を進上したと明記されていることである。これは簡単に無視できない記述であろう。さらに、廣瀬氏自身が述べているように、調の貢進は、まず難波などで調の点検・収納がおこなわれ、不備がなければ入京が許されて朝庭で使旨の奏上・賜祿・賜饗等の一連の外交儀礼が挙行されるという形をとつた。⁽⁴⁰⁾ (a) で「所_レ進国調、欠_ニ少前例」などと不備を指摘し、返却しているのも難波の客館でのことである。ところが(b) では、百濟使は入京を許されている。この点も、このとき「任那の調」を返却したとすると、疑問に思われる点である。したがつて廣瀬氏の新説にしたがうことはできない。

ただし筆者も、通説には疑問の箇所がある。それは(b) の(2)の「中間以_ニ任那國」、属_ニ賜百濟」を、六四三年に百濟が旧加耶地域を新羅から奪取したこととさすと解することである。筆者は、これが百濟による加耶の奪取に關係していることは間違いないとしても、事件そのものをさすわけではないと考える。「以_ニ任那國」、属_ニ賜百濟」とは、いつけん荒唐無稽な記述のように思えるが、実は『日本書紀』には類似の表現がほかにも見受けられる。百濟に「賜_ニ任那四縣」（繼体六年（五一二）十二月条）という記述や、「以_ニ己汝・滯沙」、賜_ニ百濟國」（繼体七年（五一三）十一月乙卯条）という記事である。前者は有名な「任那四縣割譲

事件」の記事で、百濟が独自に勢力下に置いた「任那四縣」（榮山江流域）を倭國が外交的に承認したことを意味しており、後者は百濟が新たに領有した己汝・帶沙（蟾津江流域）に関するものである。したがつて「以_ニ任那國」、属_ニ賜百濟」も、百濟が新たに加耶諸国を領有したという事実そのものではなく、その事実を倭國が承認したことを指すと解すべきであろう。直前の(1)で、「我遠皇祖之世」から百濟は「任那」とともに倭國の「内官家」であつたと、倭國の朝鮮半島に対する立場を觀念的に表明しているが、そのような立場からすれば、百濟の加耶諸国領有を承認することは「以_ニ任那國」、属_ニ賜百濟」にほかならなかつたのである。

さてそうすると、(2)の事実比定も変わつてこざるをえない。

筆者はそれを国勝吉士水鶏を百濟に、坂本吉士長兄を任那に派遣した皇極元年（六四二）二月戊申条（實際には皇極元年七月以降）の遣使に関わると考える。これまでこれを(3)の三輪栗隈東人の派遣に対応させてきたが、その可能性もないではないが、やはり遣「任那」使の責任者と思われる坂本吉士長兄が(3)にみえないのは不審である。そこで筆者は、(3)の三輪栗隈東人は、『日本書紀』には記事がもれているが、「後」とあるように坂本吉士長兄派遣のあと、改めて派遣されて「任那国堺」を検分し、それをもとに「任那の調」の納入を百濟に要求したのではないかと考える。ところがその後、皇極二年（六四三）七月に來倭した百濟調使の貢進した国調に欠少があり、(a)、「任那の調」も消失していた(4)

ので返却した、というのが(b)の百濟使への「詔」で語られていることの筆者なりの理解である。

このように解することができれば、百濟は、形式的に不十分ながら、大化元年七月にはじめて「任那の調」を貢進したことになる。その後は、翌大化二年二月戊申条に「高麗・百濟・任那・新羅、並遣使、貢獻調賦」とある。簡略な記事であり、朝鮮三国と「任那」がすべて並んでるので、この場合は造作の可能性も否定できないであろう。これが「任那使」の最後の例であり、同年九月には高向黒麻呂(玄理)を新羅に遣わして、「質」の貢上と引き替えに「任那の調」の廃止を通告している。

さて、以上、百濟による「任那の調」の貢上についてみてきた。ここから「任那の調」の貢納形式について、新たな事実を付け加えることができる。それは(b)で「任那所出物者、天皇之所明覽」。夫自レ今以後、可四具題三國与一所レ出調」といつていることで、「任那の調」は天皇の御覽に供されるもので、それゆえに貢進国名と調の品目を標題として記すことが求められたことが知られる。

(b)の百濟による初の「任那の調」の納入記事には、ほかにも注意すべきことがある。それは、このとき百濟使が任那使を兼領するという、倭王権からみれば重大な不備があるにもかかわらず、「任那の調」を受納していることである。これは、それまで倭王権が新羅に課していた「任那の調」の貢上形式とくらべると見逃せない相違であり、倭王権にとつては大きな妥協であつたと考えざるをえない。では、なぜ倭王権はこのときそのような妥協をし

たのであろうか。このとき百濟使は難波津で国調と「任那の調」の点検・収納を受けたが、そのなかで「任那の調」に関しては、「任那使」が別立てになつていいことは当然問題になつたはずである。ところが「詔」でそのことにまつたく言及していないのは、きわめて不自然に思われる。それは倭国と百濟使の間で何らかの妥協が成立して、「任那使」が不備なことについては不問に付すことになったと考えると説明がつく。その妥協とは、百濟使に「任那使」を兼領させる形をとらせて「任那の調」は受領するが、その代わり今後は貢進国・品目を記した「任那の調」としての題書を備えさせることである。こう考えられるとすれば、「任那の調」の題書は「任那使」の別立ての代替措置として、このときはじめて倭国側から要求されたことになる。

独立した「任那使」が不在で、「任那の調」にそれを示す題書もなかつたということになると、このとき百濟使が貢進した「任那の調」は、それとわかる形式をいっさい備えていなかつたとみてよいであろう。なお憶測にわたるが、大使縁福がたまたま病で入京しなかつたとされているのは、実は病を口実に「任那使」の兼領という形で朝庭の外交儀礼に出ることを避けたようにも思われる。

筆者がこのように「任那使」の有無や題書の意義を重視するのことは、両者とも「任那の調」としての客観的な形式を整えるということであり、それは単に倭国内で「任那の調」として取り扱われるという範囲を超えて、貢進国側へも調としての形式を備えさせるこという意味をもつことになるからである。したがつてそのよう

な形式を要求された側は、当然、容易には受け入れがたかつたことが予想される。

これまでの「任那の調」の研究では、このような視点がなかつたように思われるが、改めてそのような目で百濟による「任那の調」の貢進についてみていくと、倭国は(b)の(3)の三輪粟隈東人による「任那」の国璫の検分にもとづいて百濟に「任那の調」の貢進を要求したが、(b)の(4)にあるように、欠失があつて返却された。そこで大化元年に再度進上されたが、このときは欠失は指摘されていないものの、「任那使」等の客観的形式を欠いた著しく不備なものであった。これは再提出時のことであるから、百濟側は倭国の要求内容を当然知っていたはずで、あえてそれに抵抗して不備な形のまま進上したとみざるを得ないようと思われる。

倭国は、そのような百濟側のつよい反発を知つて、妥協策として「任那使」は百濟使が兼領していることにして「任那の調」を受領する代わりに、今後は貢進国名と品目を記した題書を備えるよう指示をしたとみれば、不自然な点も整合的に理解できると思われる。

前節で、敏達四年（五七五）に倭国からの要求を受けていった人は金官四邑の調を貢進した新羅が、その後「任那使」による「任那の調」の貢上という形式を受け入れるまで二五年以上の年月を要し、その間、倭国が再三軍事的圧力をかけながら外交折衝をくり返したのは、新羅使と別に「任那使」を仕立てるという形式につよく反発したためとみられることを指摘した。「任那の調」の貢進に関して新羅側が客観的な形式を整えるということには、独立した国家として容易に受け入れがたい要求であることは当然であろう。ただ新羅の場合は、最終的には東アジア情勢の変化もあって、倭国的要求を受け入れて新羅使と「任那使」の二本立ての形式をとるようになるが、百濟の場合はそのような形をはつきりとするまえに「任那の調」自体が廃止されることになつたとみられる。

このように倭国が「任那復興」の重要な指標とした「任那の調」の貢進問題では、「任那使」の編成をめぐつて倭国と貢進国（新羅または百濟）との間に激しい攻防があつたことを指摘したが、では倭国はなぜこの問題にそこまでこだわつたのであろうか。それを明らかにするためには、外国使節による調の納入が単なる物品の献上ではなく、一連の儀礼がともなつたことの意味を考える必要がある。

推古十八年紀に新羅使・「任那使」の来倭から帰国までを実録風に記した一連の史料があるが、そのなかに小墾田宮の朝庭において、参列する王臣たちのままで両国使に対して執りおこなわれた外交儀礼が具体的に記されている。まず難波などで調の収納・点検がおこなわれたあと、入京が許される。このときは、十月八日に額田部比羅夫が迎新羅客莊馬長、膳大伴が迎「任那」客莊馬長となって新羅使・「任那使」を迎えて阿斗河辺館（奈良県田原本町）に安置し、翌日、小墾田宮の朝庭で朝拜の儀が執りおこなわれた。その儀は、秦河勝・土部菟が新羅使の導者となり、問人塩蓋・阿閉大籠が「任那」使の導者となつて、それぞれ新羅使と「任那使」とを引率して南門から朝廷に入り、そこに立つて使旨を奏上すると、蘇我蝦夷らの四大夫がそれを大臣蘇我馬子に伝え

る。馬子はそれを位から立つて聴いたという。終わると使人に禄が支給された。ついで十七日に両使を小墾田宮に招いて饗宴が開かれた。このときは、河内漢贊を新羅使の共食者とし、錦織久僧を「任那使」の共食者としてもなしたという。そして儀礼がすべて終わって同月二十三日に新羅使・「任那使」は帰途についた。この一連の外交儀礼で目につくことは、「任那使」が終始一貫して独立した外交使節として待遇されていることである。「任那使」は最後まで新羅使に同行しているので、参列した王臣たちは、当然、「任那使」が新羅によつて仕立てられたことは知つていたであろうが、儀礼的に独立した「任那使」として待遇される形をとることによつて、倭國の長年にわたる外交によつて「任那」が倭國に調を貢献する官家として「復興」したことを見覚的に感得したにちがいない。これが、倭國が長年にわたつて「任那使」による「任那の調」の貢上という形式の実現にこだわりつけた理由であつたと考へられる。このような形式をとらなければ、儀礼的次元においてさえも「任那復興」を実現したことにならなかつたのである。

この一連の外交儀礼も含めた「任那の調」の貢進の意義は、まず第一に、調（＝ミツキ）を貢進した「任那使」が朝庭で外交儀礼を執りおこなうことによつて、当時の倭王権内部では調を貢進する「内官家」としての「任那」が「復興」した形を可視的に実現したことである。これらは『日本書紀』編者の潤色、造作に帰することのできない事実であると考える。とはいゝ、それらは主として儀礼的、イデオロギー的次元の話である。

では事実の次元ではどうだつたかといふと、意義の第二として、新羅が仕立てた「任那使」を新羅使に同行させて、難波で「任那」（＝金官四邑）の調を検収したあと、王宮で朝拜をはじめとする一連の外交儀礼に新羅使とともに「任那使」が参列したことなどは事実とみてよい。注意すべきことは、新羅に「任那使」を仕立てさせるということは、単に新羅使のもたらした物品を倭王権内部で「任那の調」と読み替えるというようなこととはちがい、新羅にも「任那の調」の貢進にみあつた一定の形勢をとらせるということを意味した。だからこそ新羅は倭國の要請に反発し、そのたび重なる軍事的圧力にも屈せず、容易に要請を受け入れなかつたのである。

第三に新羅による国調、および「任那の調」の貢進をどのよう評価すべきかということであるが、本稿で改めて確認したように、新羅使と「任那使」が倭國に貢進していたのは單なる交易品ではなく調（＝ミツキ）であつた。それでは調を倭國に貢上していた新羅を倭國の従属国とみなしてよいかといふと、簡単にそうであつたとはいがたい。というのは、王宮で執りおこなわれる外交儀礼などを通して、この時期の、倭王権内では、新羅・「任那」（百濟・高句麗もおそらく同様）を調を貢納する「内官家」とする認識がひろく定着していくとみてよいと思われるが、新羅側も同様なつたのは外交使節としての新羅使・「任那使」の派遣と物品の贈与である。「任那使」が新羅国内でどのように認識されていたかは分からぬが、いずれにしてもそれらの使節と物品を新羅側

が正式に貢調使、あるいは調と認めていたとは考えにくい。また、この時期の新羅が倭国に対して外交的に従属していたということも認めがたい。

このように、倭国は六世紀前半の金官国の滅亡に相前後して「任那復興」策を重要な外交課題として掲げるが、それは、結局、金官国を領有した新羅に対して「任那使」の編成と「任那の調」の肩代わりを要求するという形になり、推古朝にいたつてそれがようやく実現する。しかしながらそれは、調を貢納する「内官家」としての「任那」の「復興」を儀礼のうえで実現してみせたにとどまる。しかもその実現にさえ、数十年にわたつて新羅の強い反発・抵抗を受けるのである。

とはいって、このような形で実現した「任那の調」の貢進による「任那復興」の実現のもつ意味は決して小さくなかったと考える。それは何よりも、倭国がその実現に向けて、数十年にわたつて新羅に執拗に「任那使」による「任那の調」の貢納を要求しつづけたことが雄弁に物語つている。倭王権にとって、新羅が仕立てた「任那使」による「任那の調」の貢進という形式の実現は、それだけ重要な意味をもつていたのである。

そうすると、この時期に倭王権が推し進めた「任那復興」策は、「内官家」としての「任那」の復興をめざしたものであるから、「小帝国」的な外交政策であつたことになる。すなわち当時の倭国内の王臣たちの「國際意識」は「小帝国」を志向するものであり、倭国の外交政策はそのような王臣たちの「國際意識」によつて規定されていたといえよう。しかしながら現実には、倭国軍事力

は新羅を武力攻撃して、金官国を独立回復させるほど強力ではなかつたので、新羅に「任那使」の編成と「任那の調」の肩代わりをさせるという形で満足するしかなかつた。それでも、倭王は列島ばかりでなく朝鮮三国に「任那」までをしたがえる「小帝国」の君主であるという「國際意識」を、ミツキの貢納儀礼を通して再生産していくことができるようになったのである。

このような「小帝国」を志向する「國際意識」は倭国特有のものではなく、周辺諸国もそれぞれ保有していたと思われる。倭国の場合それは、通常は理念やイデオロギー、あるいはそれを反映した儀礼や法制などを規定したが、状況次第では白村江戦や藤原仲麻呂の新羅征討計画のような形で外交政策となつて現れることもあつた。近江毛野の安羅派遣や、推古朝における外征軍の筑紫集結などの軍事行動の原動力となつた「任那復興」策も、そのような「小帝国」的「國際意識」が基礎となつていていたといえよう。そういう意味で、儀礼的擬制にすぎないようみえる「任那の調」も、王臣たちの「小帝国」的「國際意識」の維持に重要な役割をはたしたのである。

おわりに

以上、六世紀から七世紀にかけて倭国重要な外交政策であつた「任那復興」策とその外交的成果といえる「任那の調」について考察してきた。最後に、論じ残した問題を取り上げ、むすびにかえたい。

この問題でもつとも重要なのは、なぜ倭国はそれほど「任那復興」と「任那の調」の納入にこだわり続けたのかということであろう。現在、このような問題は、「はじめに」でふれた「任那問題」の規避傾向のなかでほとんど正面から論じられなくなってしまった。しかしながら、本稿で詳論したように、六、七世紀の倭国が「任那」を特別視し、その「復興」にこだわりつけたのは厳然たる事実である。しかも「任那の調」はつねに新羅（あるいは百濟）の調とともに貢進され、外交儀礼もいつしょに挙行されていたわけであるから、「小帝国」構造の儀礼的な実現といふことだけでいえば、「任那」が「復興」しなくとも十分に可能であった。そうすると、倭王権内の人びとにとって、「任那」は百濟・新羅・高句麗の三国とは異なる特別な意味をもつていたということになつてこよう。

この問題を考えるにあたつて注意すべきなのは、この場合の「任那」とは決して広義の「任那」（＝加耶諸国）ではなく、狭義の「任那」（＝金官国）であったことである。これは「任那復興」策では終始一貫しており、決して混同されることはなかつた。したがつて当時の倭王権内部では、狭義の「任那」と広義の「任那」は峻別されていたことになり、「復興」されなければならなかつたのは、あくまでも狭義の「任那」であつた。それは倭国支配層の「國際意識」では、広義の「任那」は実体のない観念上の存在にすぎず、狭義の「任那」だけが現実的な意味をもつていたからと考えられる。

本稿で論じたように、「任那復興」策で最大の外交課題とされ

た「任那の調」が単なる交易品などではなくて調（ミツキ）そのものであり、しかもその貢進国に擬制されたのが狭義の「任那」だつたとすれば、それは「任那」（＝金官国）滅亡以前に現実に金官国が倭国に貢調していたという事実があり、その歴史的経緯によって倭国の支配層に、狭義の「任那」が倭王権の存立にとつて欠くべからざる朝貢国であるという「國際意識」が、長い年月をかけて歴史的に形成されてきたと考えるのがもつとも合理的であると思われる。

『日本書紀』崇神六十五年七月条に「任那國遣_ニ蘇那曷叱知_ニ令_ニ朝貢_ニ也。任那者去_ニ筑紫國_ニ、二千餘里。北阻_ニ海以_ニ在_ニ雞林之西南」⁽⁴³⁾という記事がある。この記事については別稿で取り上げたので、ここでは簡単に述べると、本記事は『日本書紀』最初の対外関係記事であつて、「雞林（＝新羅）之西南」というい方からこここの「任那」が狭義のそれであることが分かる。また「蘇那曷叱知」は朝鮮系の借音字なので何らかの朝鮮系の史料がもとになつているとみてよいが、年代は不明とするしかない。しかししながら『日本書紀』の対外関係の記事が、狭義の「任那」の朝貢記事からはじまつているということは、少なくとも『日本書紀』の編者とその読者層にとって、その朝貢は倭国の対外関係のはじまりを象徴しうるほどの重要性をもつものだつた、ということになろう。

一方、「廣開土王碑」に倭国的新羅への侵攻の拠点になつていたと思われる「任那加羅」がみえており、これは金官国の旧名で、狭義の「任那」のことと解されるが、当時「任那加羅」は倭国と

軍事的に提携していたと考えられる。先進文物の供与の見返りとしての軍事援助という説明がよく見られるが、別稿で論じたように、それは正確ではなく、通常、軍事力を提供する側が外交的に優位に立つたと考えられる。しかも「任那加羅」は加羅（＝加耶）中の一国で、朝鮮三国などにくらべればはるかに小国であるから、倭国の軍事援助は国の死命を制しうるものであつたといつてよい。そのことも勘案すれば、両国の関係は初期の段階から倭国優位で、「任那加羅」は、崇神紀にもあるように「調」を貢納していたとみてさしつかえないと思われる。すなわち倭国にとつて半島の窓口であった金官国は、「任那（加羅）」とよばれた五世紀初頭以前から倭国に調を貢納する朝貢国であつた。当時「任那」は、倭国に先進文物や鉄を供与してくれるかけがえのない存在であつたこともあつて、倭国にとつて特別な意味をもつ朝貢国という「國際意識」が倭王権の王臣たちの間に形成されていつたと考えられるのである。「金官国」とよばれるようになつたあとも、朝貢關係がはじまつたころの「任那」という旧名を使いつづけ、さらには加耶諸国全体をも「任那」とよぶようになることが、倭国にとつて「任那」がいかに重要な存在であつたかを端的に物語つていよう。

なお、本稿では大化二年（六四六）の「任那の調」廃止の歴史的意義については言及できなかつた。今後の課題としたい。

注

- (1)拙稿「金官国の滅亡をめぐる国際関係」（『百済と倭国』高志書院、二〇〇八年）、および「国家形成期の倭国の対外関係と軍事」（『日本史研究』六五四号、二〇一七年）参照。
- (2)木下礼二「日本書紀にみえる「百済史料」の史的価値について」（『日本書紀と古代朝鮮』吉川弘文館、一九九三年、初出一九六一年）、彌永貞三「彌移居」と「官家」（『日本古代社会経済史研究』岩波書店、一九八〇年、初出一九六四年）
- (3)三品彰英『日本書紀朝鮮関係記事考證』上（吉川弘文館、一九六二年）六〇一頁、田中俊明「大加耶連盟の興亡と「任那」—加耶琴だけが残つた」（吉川弘文館、一九九二年）三一〇頁
- (4)武田幸男『高句麗史と東アジア—「広開土王碑」研究序説』（岩波書店、一九八九年）
- (5)武田幸男「辛卯年条記事の再吟味」（前掲『高句麗史と東アジア』、初出一九七八年）
- (6)拙稿「東夷の小帝国」論と「任那」問題—倭国の対外関係史の再検討」（小口雅史編『律令制とその周辺』同成社、二〇一八年刊行予定）
- (7)廣瀬憲雄「古代日本外交史—東部ユーラシアの視点から読み直す」（講談社、二〇一四年）一七九頁以下
- (8)酒寄雅志「華夷思想の諸相」（『渤海と古代の日本』校倉書房、二〇〇一年、初出一九九二年）
- (9)近年、中野高行氏も、主に亡命王族の冊立の問題から「帝国性」を論じている（同氏「古代国家成立と国際的契機」（同成社、二〇一七年）参照）。
- (10)石上英一「日本古代における調庸制の特質」（『歴史における民族と民主主義』（一九七三年度歴史学研究会大会報告）青木書店、一九七三年）
- (11)廣瀬氏、前掲『古代日本外交史』一八二頁

「任那復興」策と「任那の調」

- (12) 石母田正「日本古代における国際意識について—古代貴族の場合—」(『石母田正著作集』第四巻、岩波書店、一九八九年。初出は一九六二年) 参照。
- (13) 拙稿、前掲「国家形成期の倭国の对外関係と軍事」(『日本史研究』六五四、二〇一七年)
- (14) 鈴木英夫「任那の調」の起源と性格」(『古代の倭国と朝鮮諸国』青木書店、一九九六年、初出は一九八三年)
- (15) 西本昌弘「倭王権と任那の調」(『ヒストリア』一二一九、一九九〇年)。ただし西本氏は「任那復興」も重要な外交課題であったと評価している。
- (16) 喰呑と卓淳の現地比定は、田中氏、前掲「大加耶連盟の興亡」と「任那」による。
- (17) これは『日本書紀』にもとづく呼称で、当時は国際的には別のいい方がされていたとみられるが、何とよばれたか不明なので、ここではかりに「任那復興」とよぶ。
- (18) 田中氏、前掲「大加耶連盟の興亡」と「任那」(一二二三)~(二二九頁)。
- (19) 『日本書紀』には兵六万もあるのは、傍例に徴してかなりの誇張が含まれているとみられる。多く見積もつてもせいぜい数千程度であろう。
- (20) 拙稿、前掲「金官國の滅亡をめぐる国際関係」
- (21) 山尾幸久「倭王権と加羅諸国との歴史的関係」(『青丘学術論集』一五、一九九九年)
- (22) なお、以下の第II期に関する欽明紀の解釈については、田中氏、前掲「大加耶連盟の興亡と「任那」」、および拙稿、前掲「金官國の滅亡をめぐる国際関係」を参照。
- (23) 百濟の下韓への郡令・城主の設置については、田中氏、前掲「大加耶連盟の興亡と「任那」」(四〇頁以下参照)。
- (24) 拙稿、前掲「金官國の滅亡をめぐる国際関係」、および前掲「国家形成期の倭国の对外関係と軍事」
- (25) 拙稿、前掲「金官國の滅亡をめぐる国際関係」
- (26) 拙稿、前掲「國家形成期の倭国の对外関係と軍事」
- (27) 河内春人「七世紀における「任那之調」」(『日本古代の地域と交流』臨川書店、二〇一六年)。以下、河内氏の説とするものは、すべてこの論文による。
- (28) 石母田正『日本の古代国家』(『石母田正著作集』三、岩波書店、一九八九年、初出一九七一年) 五三頁
- (29) 鈴木氏、前掲「任那の調」の起源と性格」、西本氏、前掲「倭王権と任那の調」、河内氏、前掲「七世紀における「任那之調」」など参照。
- (30) この「気」「同氣」の理解には、滋賀秀三『中国家族法の原理』(創文社、一九六七年)三五頁以下の記述が参考になる。
- (31) 井上秀雄「新羅王畿の構成」(『新羅史基礎研究』東出版、一九七四年、初出一九六八年)
- (32) 『三国遺事考証中』(塙書房、一九七九年)三七五頁
- (33) 鈴木氏、前掲「任那の調」の起源と性格」、西本氏、前掲「倭王権と任那の調」
- (34) 末松保和「任那興亡史」(『古代の日本と朝鮮』(末松保和朝鮮史著作集4)吉川弘文館、一九九六年。初出は一九四九年)一二二一頁
- (35) 鈴木氏、前掲「任那の調」の起源と性格」
- (36) 新編日本古典文学全集『日本書紀』二(小学館、一九九六年、五六三頁)は「任那の使者として新羅王京の六部の中心ともいすべき喉部の人間が採用されているところに意味がある。つまり、任那は新羅の領域であることを使者の所属そのものが宣言している」と注している。
- (37) 西本昌弘「豊樟と翹岐」(『ヒストリア』一〇七、一九八五年)
- (38) 鈴木靖民「皇極紀朝鮮関係記事の基礎的研究」(『日本の古代国家形成と東アジア』吉川弘文館、二〇一一年。初出一九七〇・七一年)、山尾幸久「大化改新直前の政治過程について(上)」(『日本史論叢』一、一九七二年)、同氏「六四〇年代の東アジアとヤマト国家」(『青丘学術論集』二、一九九二年)、西本氏、前掲「豊樟と翹岐」、鈴木英夫「大化改新直前の倭国と百濟―百濟王子翹岐と大佐平智積の来倭をめぐって―」(『古代の

- (39) 摘稿「日本百濟大寺の造営と東アジア」(『東北学院大学論集 歴史と文化』四〇、二〇〇六年)
- (40) 廣瀬憲雄「古代倭国・日本の外交儀礼と服属思想」(『東アジアの国際秩序と古代日本』吉川弘文館、一〇一年)
- (41) 伴跋が大伽耶の固有名であることは、田中氏、前掲『大伽耶連盟の興亡』と「任那」四一頁以下参照。
- (42) 摘稿「いわゆる「任那四県割譲」の再検討」(『東北学院大学論集歴史学・地理学』三九、二〇〇五年)
- (43) 摘稿、前掲「東夷の小帝国」論と「任那」問題
- (44) 「任那加羅」あるいは「任那」が五世紀初頭以前の金官國の旧名だと考えられるることは、田中俊明「高句麗の「任那加羅」侵攻をめぐる問題」(『古代武器研究』二、二〇〇一年) 参照。
- (45) 摘稿、前掲「東夷の小帝国」論と「任那」問題